

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-01	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	高年者クラブ助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	吉村	内線	2677			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	高年者クラブ助成事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 33（ 1958 ）年度	根拠	・荒川区高年者クラブ助成金交付要綱					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等	・荒川区高年者クラブ連合会助成金交付要綱					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	01	高齢者の社会参加の促進					
目的	区内各地域において、ボランティアや健康増進等の活動を行っている単一高年者クラブ及び高年者クラブ相互の連絡調整等を行う連合会に対し、その運営費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資する。							
対象者等	高年者クラブは、概ね60歳以上の者30人以上により構成される。連合会は、区内単一高年者クラブで構成する。							
内容	(1) 単一高年者クラブへの助成 ・基本助成金 人数割 ※クラブ数は69(令和5年4月1日現在) ①30～50人まで 月額20,000円(17クラブ) ②51～100人 月額22,000円(43クラブ) ③101～150人 月額24,000円(8クラブ) ④151人以上 月額26,000円(1クラブ) ・特別助成金 1クラブ 50,000円 (2) 連合会への助成 5,545,000円 ①高年者クラブ連合会事務費補助3,565,000円 ②交流交際費補助900,000円 ③会長研修会補助380,000円 ④運動会補助400,000円 ⑤女性部活動補助100,000円 ⑥社会教養・文化交流会等200,000円 *社会福祉協議会・東京都老人クラブ連合会からの補助もあり (3) 高年者社会奉仕団助成金100,000円(チューリップ花壇整備) (4) 高齢者スポーツ普及事業委託料239,000円(NPO高年者クラブ連合会へ委託)							
経過	・単一クラブには昭和33年度から、連合会には昭和37年度から助成 ・平成4年5月 荒川区老人クラブ連合会から「荒川区高年者クラブ連合会」に改名 ・平成10年度 それまで社協が実施していた特別助成金を高齢者福祉課に移管した。 ・平成12年度 高年者クラブに係る小規模補助金を統合(旧社会奉仕団助成事業補助金等) ・平成14年4月 荒川区高年者クラブ連合会が、NPO法人格を取得 特別助成金を1団体あたり年間80,000円とした(1万円の減) ・平成21年4月 『高年者クラブ運営基準[会員]』『高年者クラブ連合会運営基準[活動について]』の一部改正 ・平成25年度 単一クラブに対する助成金(基本助成金・特別助成金)の改正及び交流交際費の新設 平成24年度まで①100人以下月額21,000円②101～150人月額22,000円③151～200人月額23,000円 ④201人以上月額24,000円 特別助成金1クラブ80,000円							
必要性	区内各地域において、社会奉仕、友愛及び健康増進等の活動を行っており、韓国済州市との国際交流など、区の交流事業にも貢献している。単一高年者クラブ及び連合会の活動に対し、運営費の一部を助成することにより、地域の活性化と高齢者福祉の向上に寄与しており必要性は高い。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員) 高齢者スポーツ普及事業については、NPO法人荒川区高年者クラブ連合会へ委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	クラブ数	75	73	70	69	80	各年度4月1日現在
	②	会員数(人)	5,891	5,485	5,046	4,826	7,308	各年度4月1日現在
③	加入率(%)	9.70	9.03	8.33	7.97	12.0	会員数÷60歳以上人口×100	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	各クラブの活性化を図るため、推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		29,283	28,952	28,969	28,625	27,851	28,012	28,041
決算額 (5年度は見込み)		27,201	27,268	26,475	21,716	22,813	24,171	28,041
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
クラブ数(4月1日現在)		79	77	75	75	73	70	69
会員数(4月1日現在)		6,700	6,376	6,044	5,891	5,485	5,046	4,826
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
旅費	随行旅費	0	旅費	随行旅費	0	旅費	随行旅費	5
需用費	消耗品費	2	需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	8
委託料	スポーツ普及事業委託	239	委託料	スポーツ普及事業委託	239	委託料	スポーツ普及事業委託	239
負担金補助等	単一クラブ、連合会助成	22,572	負担金補助等	単一クラブ、連合会助成	23,926	負担金補助等	単一クラブ、連合会助成	27,789

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		285	3,549	3,264		地方税等		0	0	0
物件費		240	244	4	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		2,521	2,416	▲ 105		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		22,573	23,927	1,354	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		2,521	2,416	▲ 105		
賞与・退職給与引当金繰入額		18	200	182	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 20,595	▲ 25,504	▲ 4,909		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		23,116	27,920	4,804	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 20,595	▲ 25,504	▲ 4,909		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 20,595	▲ 25,504	▲ 4,909		

備考 補助費は、荒川区高年者クラブ連合会及び単一クラブに対する補助金である。
令和3年度老人クラブ助成事業を東京都から交付されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部活動が実施できなかったため、令和4年度に51千円の超過交付額を返還した。

問題点・課題 ○会員数が減少傾向にあるクラブが多く、新規会員獲得に苦勞している。75歳以上の会員が多く、一方で70歳未満の比較的若年層の会員の加入が少ない傾向にある。クラブ役員の後継者不足により、クラブの継続が困難で廃止となるクラブも出ている。
○新型コロナ等感染症対策を講じながら、交流イベントや社会奉仕活動等を積極的に開催し、コロナ禍以前の活動水準に戻していく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	クラブ運営に係る相談を随時受け付け、軽スポーツ講習会等の行事や社会奉仕活動を通じて、会員拡大に向けた取組を支援する。	軽スポーツ普及事業において、一般区民の参加募集記事を区報に掲載する等、新規会員の獲得に繋がる取組を支援した。	荒高連事業への参加や広報等を通じて、更に多様な場面で、会員拡大に向けた活動支援を行っている。
②			会員加入推進プロジェクトや軽スポーツ普及事業などを通じて新規会員の獲得に取り組む荒高連に対して一層の支援を行っている。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
助成基準を細分化している区(30人~300人以上) : 17区、 会員数に応じた助成額設定の区 : 千代田・新宿・品川、 細分化かつ会員数に応じた助成額設定の区 : 目黒、 一律助成(1クラブ月額22,800円) : 渋谷区	

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-02	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	高齢者生きがい事業補助（シルバー大学）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	川合	内線	2677			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-02	高齢者生きがい事業補助						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12（ 2000 ）年度	根拠	荒川区高齢者生涯学習団体補助金交付要綱					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	01	高齢者の社会参加の促進					
目的	高齢者の教養文化活動を奨励するため、高齢者を対象とした教養講座や趣味講座等の文化活動を行う民間団体に対し、その運営経費の一部を助成することにより、高齢者の知的活動と新しい仲間との出会いを促進し、活気に満ちた健康で文化的な生活の実践を支援する。							
対象者等	シルバー大学							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費 事務局職員の賃金又は賃金の支払いが無い場合は事務処理上の備品購入費、消耗品費、郵便料、電話料金、旅費 ・ 補助金交付額 教室受講者延人員と補助対象経費に応じて最大160万円まで 							
経過	<p>平成12年度 新規事業として開始</p> <p>平成14年度 補助金交付要綱一部改正 対象団体 会員数200人以上→50人以上 事務職員を配置していること→事務職員を配置又は事務局を設置していること</p> <p>対象経費 事務職員の賃金→事務職員の賃金又は事務処理上の経費 補助額 会員数に応じて80万円まで→会員数に応じて160万円まで</p> <p>平成17年度 補助金交付要綱一部改正 補助率見直し（一律1/2） 補助額 会員数に応じて160万円まで→教室受講者延人員に応じて120万円まで</p> <p>平成19年度 補助金交付要綱一部改正 補助対象経費が240万円を超える場合は160万円</p>							
必要性	高齢者の社会参加や教養文化活動の奨励は、高齢者が生き生きと充実した生活を送るうえで非常に重要なことである。高齢者を対象とした教養講座や趣味講座等を行う団体にその運営経費の一部を助成することは、高齢者の生きがいがいくりの機会拡大につながり、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ） 団体の教養文化活動に要した経費の一部を補助する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	補助対象団体の会員数（人）	779	733	700	731	1,000	各年4月1日現在
	②	加入率（%）	1.31	1.21	1.16	1.21	1.5	会員数÷60歳以上人口×100
③	登録受講者延べ人数（人）	1,244	1,145	1,044	1,159	1,500	各年4月1日現在	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続 会員数の拡大に向け、活動等の周知を図るとともに、魅力的な講座や活動が展開されるよう継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,799	1,899	1,901	1,960	1,973	1,962	2,068
決算額 (5年度は見込み)		1,798	1,798	1,779	1,866	1,846	1,935	2,068
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	補助団体数	1	1	1	1	1	1	1
	会員数(4月1日現在)	878	854	828	779	733	700	731
	教科数(教室数)(4月1日現在)	33(39)	33(39)	33(39)	33(38)	32(37)	31(36)	31(36)
	登録受講者数(4月1日現在)	1,431	1,367	1,319	1,244	1,145	1,044	1,159
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	清掃	246	需用費	物品修繕費	83	需用費	物品修繕費	100
負担金補助等	補助金	1,600	委託料	清掃	253	委託料	清掃	268
			負担金補助等	補助金	1,600	負担金補助等	補助金等	1,700

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	828	710	▲ 118	地方税等	0	0	0
	物件費	246	335	89	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,066	1,066	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,600	1,600	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,066	1,066	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	52	40	▲ 12	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,660	▲ 1,619	41
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,726	2,685	▲ 41	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,660	▲ 1,619	41
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,660	▲ 1,619	41

備考 物件費は、シルバー大学で実施している陶芸教室の清掃業務に係る委託料である。
29年度までは高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金(1/2)の交付を受けていたが、30年度からは人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金(2/3)に移行した。

問題点・課題
○高齢者の生きがい創出の選択肢の1つとして、より多くの高齢者に参加を促す必要がある。
○大学の活動を広く周知するなどして会員の獲得を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新型コロナウイルスの対応策を考慮しながら、会員数の充実・拡大に向け区民の方へ周知支援していく。	区民の方へPRを行う等、周知支援を行った。	引き続き会員数の充実・拡大に向け、活動等を区民の方へ周知する等の支援を継続する。
②			
③			

他区の実況 (実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
高齢者向け教室や大学を開設しているのは22区中19区。その多くが区の直営・指定管理・法人への業務委託等で運営を行っている。

議会(要旨) 平成29年度6月会議 高齢者の活動支援について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-03	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	シルバー人材センター管理運営	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	遠藤	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	シルバー人材センター管理運営					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 62（ 1987 ）年度	根拠	シルバー人材センター事業補助金交付要綱、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	01	高齢者の社会参加の促進				
目的	荒川区シルバー人材センターの事業に要する経費の一部を助成することにより、同センターの安定的な経営を確保し、もって高齢者の福祉の向上に寄与するとともに、同センターの受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を充実させる。						
対象者等	公益社団法人荒川区シルバー人材センター						
内容	<p>公益社団法人荒川区シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき自治体ごとに設置され、地域の高齢者が助け合いながら楽しく働くことによって、高齢者の就業を通して福祉の増進を図りながら自主的に運営する団体であり、地域社会に密着した臨時的かつ短期的仕事を家庭、事業所、官公庁等から引き受け、これをシルバー人材センターに加入している会員の希望や能力に応じて提供している。</p> <p>この人材センターの安定運営を確保するとともに、受注の拡大や会員拡大を行い、高齢者の福祉の向上をさせるため、区は、事業に要する経費の一部について補助金を交付している。</p> <p>【令和5年4月1日現在の職員体制】 正職員6人（区派遣職員の事務局長1名含む）、非常勤職員4人、臨時雇職員1人、就業機会創出員6人（会員）、受付業務2人（会員）、運転委託3人（会員）</p>						
経過	<p>平成11年度より、荒川区立高齢者就業センター・荒川授産場・児童交通誘導業務の管理運営を委託。平成11年度～13年度の間、事務の移行を円滑に進めるため区職員を派遣し、事務局職員体制の強化を図った。</p> <p>平成11年度 区派遣職員 3人 事務局長（課長職）・次長（係長）・職員（事務職） 平成13年度 区派遣職員 1人 次長（係長） 平成14年度 14年4月1日公益法人派遣法施行に伴い、区職員の派遣を廃止 平成17年度 経営基盤強化補助を追加（単年度） 3,734,000円 平成23年度 公益社団法人化 平成25年度・平成29年度 「補助金交付要綱」を一部改正 令和元年度 「補助金交付要綱」を一部（補助対象経費細目）改正 ※平成30年度より、分析シートのシルバー人材センター「管理運営」と「管理運営費等助成」を統合。</p>						
必要性	健康で働く意欲を持つおおむね60歳以上の高齢者を対象に、その知識、経験、能力を活かして働く機会の確保に努め、高齢者の就業や社会参加の促進に寄与しており、職員体制の充実を支援する必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ） 区は荒川区シルバー人材センター事業補助金交付要綱に掲げる補助対象経費について補助し、都補助対象分について都に請求・受領する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 就業実人数（人）	1,299	1,281	1,289	1,348	1,500	
	② 受託件数（件）	6,785	6,865	6,729	6,900	7,000	
③ 全体の契約金額（千円）	678,697	718,868	740,494	771,770	800,000		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	シルバー人材センターの安定運営及び高齢者の就業充実のため、引き続き助成していく。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		52,916	54,507	54,163	52,208	47,516	48,695	47,927
決算額 (5年度は見込み)		50,673	51,986	53,189	49,807	45,260	44,244	47,927
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
受託件数 (件)		7,158	7,120	7,304	6,785	6,865	6,729	6,900
契約金額 (千円)		711,471	730,518	737,051	678,697	718,868	740,494	771,770
就業延べ人数 (人)		248,167	248,223	245,222	220,440	239,068	239,437	238,000
就業率 (%)		75.9	72.8	78.7	76.8	81.2	76.5	77
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	管理運営助成費等	45,260	負担金補助等	管理運営助成費等	44,244	負担金補助等	管理運営助成費等	47,927

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,922	2,626	704	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	12,495	12,495	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	45,260	44,244	▲ 1,016	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	12,495	12,495	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	120	148	28	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 34,807	▲ 34,523	284
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	47,302	47,018	▲ 284	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 34,807	▲ 34,523	284
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 34,807	▲ 34,523	284	

備考 補助費等の内訳は、荒川区シルバー人材センターへの補助金が44,194千円、全国シルバー人材センター事業協会賛助会員会費が50千円となっている。都支出金は東京都シルバー人材センター事業補助金の12,495千円である。

問題点・課題 ○コロナ渦において受託件数が減少する中、新たなニーズに対応することが求められるため、運営する法人と更に連携を深める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助金を交付することで、引き続きシルバー人材センターの運営の安定化を図る。	補助金を交付することで、シルバー人材センターの運営の安定化を図った。	引き続き補助金を交付することで、シルバー人材センターの運営の安定化を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨	平成30年2月 高齢者の仕事の創造について 令和元年6月 配分金の見直しについて (最低賃金を下回らないように改定を) 令和2年6月 新型コロナウイルス感染拡大防止による配分金の減少に伴う補償について 令和3年6月 シルバー人材センターとインボイス制度について 令和4年6月 インボイス制度におけるシルバー人材センターへの支援について
------	---

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	荒川授産場管理運営	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	遠藤	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	荒川授産場事務費					
	01-01-02	営繕費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 55（ 1980 ）年度	根拠	社会福祉法・生活保護法・荒川区立荒川授産場				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	条例・荒川区立荒川授産場規則・要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	01	高齢者の社会参加の促進				
目的	一般の企業に就職することが困難な高齢者や生計困難者に設備と仕事を提供することにより、健康の保持や生きがいがづくりに寄与するとともに、生活安定の一助とする。						
対象者等	就職の困難な者で、次のいずれかに該当する者 (1) 60歳以上の者 (2) 生計困難者 (3) その他区長が適当と認めた者						
内容	<p>1 実施内容 一般の企業に就職することが難しい高齢者や生計困難者に対する設備と仕事の提供。 （箱折り、シール貼り、鉛筆を箱に詰める作業など） ※生計困難者の利用資格は、利用申込者の属する生計中心者の収入について、地方税法に規定する市町村民税の所得割が90,000円未満であること。</p> <p>2 定員 29名（令和5年1月末現在の利用者数 10名） ※平成19年度以降、利用者の高齢化、希望者の減少、仕事の持ち帰りの安全確保の理由から、場内作業のみとしている。</p> <p>3 利用時間 午前9時～午後4時（月～金）※土、日、祝日、GW、お盆、年末年始は休業</p> <p>4 その他 毎月2回嘱託医による問診・血圧測定を実施。 団体登録をしている高齢者団体等に対し、会議室の貸出を行う。</p>						
経過	昭和55年3月1日	東京都から事務移管（施設所在地 荒川区東尾久5丁目45番11号） 旧授産場譲渡を受ける。（20年間の用途指定あり）					
	平成11年度	授産場の管理運営の一部をシルバー人材センターに委託。同時に、高齢者就業センター内（現所在地）に移転。旧施設は当分の間授産場倉庫として使用。					
	平成13年度	区派遣事務職員廃止、シルバー人材センター非常勤職員が対応。					
	平成14年度	区派遣職員 場長（シルバー人材センター次長、就業センター所長兼務）廃止					
	平成18年度	就業センター廃止に伴い会議室を加える。 指定管理者制度を導入（指定管理者：シルバー人材センター）					
	平成21年度	指定管理者を5年間延長する。（平成25年度まで）					
	平成26年度	指定管理者を5年間延長する。（平成30年度まで）					
	平成31年度	指定管理者を5年間延長する。（令和5年度まで）					
必要性	授産場において、一般の企業に就職することが困難な高齢者や生活困難者に仕事を提供することは、健康の保持や生きがいがづくりに寄与するとともに、生活安定の一助となる。 利用者の高齢化や雇用状況を踏まえ、今後の検討を行う。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 指定管理者である公益社団法人荒川区シルバー人材センターに委託する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 場内利用者数（年間実働人員）	205	176	131	108	180	月×実働人数
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	本施設の目的に鑑み、引き続き安定的な運営を図る。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	59,812	17,938	18,846	24,050	18,405	20,621	54,955
決算額 (5年度は見込み)	31,195	16,983	17,926	20,692	17,078	19,801	54,955
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
場内利用者数(年間実働人員)	215	207	205	206	176	131	108
場内利用者数(年度末見込み)	18	16	17	17	14	10	9
平均月額支払工賃(1人当たり、円)	40,276	36,721	37,180	21,571	19,045	22,454	20,750

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	指定管理者委託料	16,980	委託料	指定管理者委託料	18,509	報償費	中小企業診断士等謝礼	160
使用料	AEDリース料	14	使用料	AEDリース料	14	委託料	指定管理者委託料	19,723
備品購入費	非常用エレベーターチェア	84	工事請負費	屋外手すり設置工事	396	使用料	AEDリース料	14
			選定金料子及び割引料	指定管理料過誤納還付	882	旅費	工場検査に伴う旅費	50
						工事請負費	昇降機設備改修工事	35,008

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,922	2,697	775	地方税等	0	0	0
	物件費	17,078	18,523	1,445	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	882	882	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	15,953	15,953	0	その他	14,650	10,749	▲ 3,901
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	14,650	10,749	▲ 3,901
	賞与・退職給与引当金繰入額	120	152	32	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 20,423	▲ 27,854	▲ 7,431
	その他行政費用	0	396	396	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	35,073	38,603	3,530	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 20,423	▲ 27,854	▲ 7,431
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 20,423	▲ 27,854	▲ 7,431	

備考 行政費用の物件費は指定管理料に18,509千円、AEDリース料に14千円である。また、4年度に手すりの設置工事を実施したことにより、その他行政費用が396千円増加し、元～3年度の指定管理料の過誤納還付により、補助費等が882千円増額している。

問題点・課題
 ○安定した作業工賃を確保するため、受注先の開拓に努める必要がある。
 ○シルバー人材センターとの役割分担の中で、あり方の検討が必要となっている。
 ○利用者の高齢化等により、近年、利用者数が減少している。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、安定した作業工賃を確保するため、受注先の開拓に努める。また、今後のあり方について検討していく。	安定した作業工賃を確保するため、受注先の開拓に努めた。また、今後のあり方について検討を進めている。	引き続き、安定した作業工賃を確保するため、受注先の開拓に努める。また、今後のあり方について検討していく。
②	新規利用者の獲得に向けた取り組みを検討する。	新規利用者の獲得に向けて、授産場の案内チラシを作成し、区施設で配布を行った。	引き続き、新規利用者の獲得に向け、区施設でのチラシ配布や生活福祉課と連携した取り組みを行う。
③			

他区の実況 (実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区)
 中央区、渋谷区、北区、足立区
 ※江戸川区は平成20年度末、板橋区は平成23年度末で廃止。

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	民間賃貸住宅活用事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	遠藤	内線	2678			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-12	民間賃貸住宅活用事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19（2007）年度	根拠	荒川区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援、保証会社を利用した場合の保証料補助、更に住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等を助成し、居住の安全、安心を図る。							
対象者等	区内に1年以上居住している高齢者のみの世帯（家賃助成は2年以上居住している70歳以上の単身世帯又は70歳以上の世帯主と高齢者のみの世帯、昭和56年以前の住居等または立ち退きを求められている方）で条件に該当した場合に保証料及び家賃等の差額を助成する。（所得制限有）							
内容	<p>【高齢者民間賃貸住宅入居支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 転居先入居支援 <input type="radio"/> 債務保証料助成 <ul style="list-style-type: none"> ・保証会社を利用した場合の保証料（初回保証料は月額家賃の50%で50,000円まで、更新料は10,000円） <p>【高齢者住み替え家賃等助成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 家賃助成（転居前家賃と転居後家賃の差額で月額40,000円を限度） <input type="radio"/> 転居一時金（・礼金、権利金：家賃助成額の2月分限度・仲介手数料：家賃助成額の1月分限度） <input type="radio"/> 転居費用（40,000円を限度） <input type="radio"/> 契約更新料（賃貸借契約の更新時に家賃助成額の1月分） <p>【高齢者住宅契約貸主助成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 貸主が加入する補償保険料助成（年度ごとに一戸当たり15,000円を限度とし、最長4年まで） 							
経過	<p>【高齢者民間賃貸住宅入居支援事業】平成19年10月1日 事業開始 平成28年2月1日 賃貸保証機構との協定により「緊急連絡先」「転居」要件廃止、新たに物件探し支援開始</p> <p>【高齢者住み替え家賃等助成事業】平成21年5月1日 事業開始 （平成3年4月～19年3月 いわゆる地上げによる立ち退きで住宅に困窮する高齢者に援助策を実施） 平成22年9月1日 対象者を75歳以上の世帯から70歳以上の世帯とその配偶者若しくは兄弟姉妹とした。</p> <p>【高齢者住宅契約貸主助成事業】平成28年8月1日 事業開始 ※平成30年度予算事業の組替により、事務事業分析シート「高齢者住み替え家賃等助成事業」「高齢者民間住宅入居支援事業」「高齢者住宅契約貸主助成事業」を統合。</p>							
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高く、経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅に居住するためには支援が必要である。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>窓口で相談シートの記入を依頼し、協定先の賃貸保証機構と物件探しを行う。その際に保証会社を利用した補助対象世帯の保証料を助成し、住み替え家賃等の対象世帯に家賃助成を実施する。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	民間賃貸住宅入居支援補助件数（件）	16	16	15	27	35	各年度3月末現在
	②	住み替え家賃等助成件数（件）	28	25	26	32	40	各年度3月末現在
③	物件探し相談件数（件）	22	49	64	70	80	各年度3月末現在	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続						
高齢者の住環境の向上と居住空間の確保のため引き続き実施する。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		9,079	9,922	11,431	11,573	12,483	11,790	12,836
決算額（5年度は見込み）		7,335	9,286	9,620	9,530	8,579	9,529	12,836
実績の推移	事項名（5年度は見込み）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	民間賃貸住宅入居支援事業	174	195	346	215	216	187	564
	住み替え家賃等助成事業	7,162	9,092	9,274	9,315	8,363	9,342	12,272
	住宅契約貸主助成事業	0	0	0	-	-	-	-
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
その他の負担金	民間賃貸住宅入居支援事業	216	その他の負担金	民間賃貸住宅入居支援事業	187	その他の負担金	民間賃貸住宅入居支援事業	564
	住み替え家賃等助成事業	8,363		住み替え家賃等助成事業	9,342		住み替え家賃等助成事業	12,272
	住宅契約貸主助成事業	0		住宅契約貸主助成事業	0		住宅契約貸主助成事業	0

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,857	1,775	▲ 82	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	8,579	9,529	950	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	100	▲ 16	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,552	▲ 11,404	▲ 852
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	10,552	11,404	852	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,552	▲ 11,404	▲ 852
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,552	▲ 11,404	▲ 852	

備考

4年度補助費の内訳は、入居支援事業が187千円、住み替え家賃助成事業費が9,342千円である。

問題点・課題

○一部の事業の実績が低調のため、見直しを検討する必要がある。
 ○住み替え家賃等助成事業については対象要件が限定されているため、住宅相談件数に対して実績が伸びていない。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	実績が低調となっている事業について、課題を整理し、見直しの検討を行う。	実績が低調となっている事業について、課題を整理し、見直しの検討を行った。	引き続き、実績が低調となっている事業について、課題を整理し、見直しの検討を行う。
②			
③			

他区の実況	（実施）		未実施		不明	
	13区	0区	9区	0区	0区	0区
	・民間賃貸住宅入居支援事業	5区				
	・住み替え家賃等助成事業	11区				
	・住宅契約貸主助成事業	0区				

議（要質問）	議（要質問）	議（要質問）
平成27年 6月会議	助成制度の改善や新規事業も検討し、支援すること。	
平成28年 1月会議	所得制限や転宅条件の緩和	
平成30年 2月会議	住み替え家賃制度対象要件等の見直し	
令和元年11月会議	住み替え支援の強化	
令和3年 2月会議	住み替え家賃助成の対象要件「住民税非課税世帯」の見直し検討	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード		08-03-06		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		理美容サービス事業		部課名		福祉部高齢者福祉課		
				担当者名		古崎		
				課長名		後藤		
				内線		2662		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）		01-02-02		理美容サービス事業費				
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 51 （ 1976 ） 年度		根拠		高齢者理美容サービス券支給要綱		
終期設定		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7 （ 2025 ） 年度		法令等				
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		03 高齢者の在宅生活の支援				
目的		在宅の寝たきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。						
対象者等		区内に住所を有する、要介護4又は5と認定された65歳以上の在宅高齢者。その他、区長が認めた者。						
内容		理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービス（理容サービス：調髪及び顔そり、美容サービス：カット及びブロー）を提供する。 受給者がサービス券を利用して理美容サービスを受けるときは、本人負担額として1回につき2,000円を支払う。 前年度末の受給者で引き続き対象者には毎年4月上旬にサービス券6枚を郵送する。4月以降の新規認定者は、申請月に応じ以下の枚数を支給する。 (1) 4月・5月の認定者 6枚 (2) 6月・7月の認定者 5枚 (3) 8月・9月の認定者 4枚 (4) 10月・11月の認定者 3枚 (5) 12月・1月の認定者 2枚 (6) 2月・3月の認定者 1枚 経費内訳：区負担 4,000円、利用者負担 2,000円						
経過		昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。 平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の導入に伴い、巡回入浴時の同時理髪を廃止し、1回当たり1,900円（非課税者半額）を利用者負担とする。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、利用者負担金を一律1,900円とする。 平成26年度 消費税8%の導入により、利用者負担金を1,950円とする。 平成30年度 理・美容生活衛生同業組合荒川支部への委託へ切り替え。 平成31年度 消費税10%の導入及び他区の委託料等との比較により、委託料を3,050円から4,000円へ上げ、利用者負担を2,000円とする。						
必要性		在宅の寝たきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。						
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 発送等の事務は区が行い、サービス提供は理・美容生活衛生同業組合荒川支部に委託する						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	① サービス券支給枚数（枚）		1,277	1,455	1601	1872		2000
	② サービス券利用枚数（枚）		275	314	346	520		530
③ 対象者数（人）		2,114	2,168	2239	2500	2600	要介護4・5	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		利用者の利便性を高めながら、引き続き実施する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,559	1,411	2,026	1,752	1,563	1,550	1,456
決算額 (5年度は見込み)		1,390	1,032	1,266	1,134	1,294	1,423	1,456
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
対象者		1,989	2,006	2,003	2,114	2,168	2,239	2,173
希望者		303	265	242	254	281	322	302
支給枚数		1,578	1,327	1,248	1,277	1,455	1,601	1,540
利用枚数		435	328	308	275	314	346	354
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	4
役務費	郵便料	35	役務費	郵便料	36	役務費	郵便料	36
委託料	事業費	1,256	委託料	事業費	1,384	委託料	事業費	1,416

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	3,346	1,096	▲ 2,250	地方税等	0	0	0
	物件費	1,294	1,423	129	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	208	62	▲ 146	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,848	▲ 2,581	2,267
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,848	2,581	▲ 2,267	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,848	▲ 2,581	2,267
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,848	▲ 2,581	2,267

備考

物件費には主に委託料が計上されており、4年度は支給実績が増加したため、委託料も増加している。

問題点・課題

○在宅でサービスを必要としている対象者への周知を行い、利用者の増加を図る。
○申請後、早い時期に入院や入所する方もいるため、利用券の発送を迅速に行う。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象者へ区報等で事業の周知を行うとともに、申請があった際は迅速に利用券の送付を行う。	区報等により対象者へ事業の周知を行うとともに、新規で申請があった際は迅速に利用券の送付を行った。	引き続き在宅でサービスを必要としている対象者へ事業の周知を行うとともに、申請があった際は迅速に利用券の送付を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	小川	内線	2675			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-03	高齢者紙おむつ購入助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 52（1977）年度	根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。							
対象者等	荒川区に住居登録があり、介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳）又は65歳以上で①要介護4及び5の方、②要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、③入院中で②に準じる方、④身体障害者手帳1・2級の方、⑤愛の手帳1・2度の方、							
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額6,000円（住民税非課税者）、月額3,000円（住民税課税者）ただし額面の1割は自己負担。 ・区と契約している薬剤師会又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所において、使用可能。 <p>【紙おむつ代助成】 紙おむつの持ち込みができない病院・施設等に入所している場合、または購入券を紙おむつと引き換えることが困難な場合に病院・施設等から請求された紙おむつ代のうち、購入券と同様の月額を上限として助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4ヶ月ごとに利用者に、請求の案内を送付。 ・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。 ・令和5年4月から月額7,200円（住民税非課税者）、月額3,600円（住民税課税者）に価格改正。引き続き額面の1割は自己負担。 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度 所得制限を撤廃。現物支給できない対象者に費用助成開始 ・平成12年度 購入券方式を採用し自己負担金を導入、近隣商店での自由購入を可能とした。 ・平成13年1月 入院中の方に限り、介護認定がなくても、該当の判定をすることとした。 ・平成15年7月 継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。 ・平成17年度 11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。 ・平成20年度 要綱の第2条（対象者）を一部改正した。 ・平成24年度 非課税世帯についても一般会計から支出する。 ・平成26年度 介護保険の第2号被保険者も対象に追加。住民税課税者は限度額を3,000円とする。 ・令和4年4月 病院・施設がおむつを指定していることを証明する証明書の提出を不要とした。 ・令和5年4月 月額7,200円（住民税非課税者）、月額3,600円（住民税課税者）に価格改正。 							
必要性	高齢者や介護者の経済的負担軽減のために必要性が高い。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>①購入券→3ヶ月ごとに郵送（前払い）。組合に加盟している指定店で購入券を紙おむつと引き換える。 ②現金支給→4ヶ月ごとに領収書に基づき振込み（後払い）。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用者数（券・代含む）	2,692	2,672	2,688	2,690	3,862	
	②	購入券延べ利用者数（人）	18,082	18,351	18,784	18,762	26,117	
③	おむつ代助成延べ件数（件）	3,764	3,552	3,752	4,632	6,000		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	経済的負担軽減の為に引き続き支援していく。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		100,724	104,166	108,255	110,741	106,009	104,400	134,287
決算額(5年度は見込み)		99,027	100,950	101,305	99,983	100,282	103,089	134,287
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
利用者数(券・代含む)		2,752	2,710	2,708	2,692	2,672	2,688	2,690
購入券延べ利用者数		17,571	18,048	18,294	18,082	18,351	18,784	18,762
おむつ代助成延べ件数		4,192	4,012	3,744	3,764	3,552	3,752	4,632
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	おむつ券・封筒印刷	295	需用費	おむつ券・封筒印刷	222	需用費	おむつ券・封筒印刷	329
扶助費	おむつ購入助成	99,987	扶助費	おむつ購入助成	102,867	役務費	郵便料	138
						扶助費	おむつ購入助成	133,820

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	142	142	0	地方税等	0	0	0
	物件費	295	222	▲73	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	99,987	102,867	2,880	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	9	8	▲1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲100,433	▲103,239	▲2,806
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	100,433	103,239	2,806	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲100,433	▲103,239	▲2,806
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲100,433	▲103,239	▲2,806	

備考

扶助費に計上されているのは、利用者へのおむつ購入券支給及びおむつ代助成である。延べ利用者の増加により扶助費も増加している。

問題点・課題

①推移をみると利用者は増減を繰り返して年間1,000件程度の新規申請に加え、病院や施設等の入退院(所)による異動も同程度発生している。今後、高齢者の増加も想定され、事務簡素化の検討が必要である。
②昨今の紙おむつ市場において原燃料価格や物流経費等が高騰している影響で、メーカーでは紙おむつの値上げを実施している。紙おむつは毎日利用する生活維持に必要な衛生用品であり、区民負担が増大することを防ぐためにも、物価の高騰に併せて紙おむつ購入費の助成額についても検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	指定証明書を廃止とする改訂版要綱を施行開始。	指定証明書を廃止したことにより、区民の手続きに伴う負担の軽減となった。	
②		物価高騰により、区民の経済的負担が増加しているため、少しでも経済的負担を軽減できるよう努めた。	物価の高騰、下落にあわせた適正な助成額の設定について事業者と協議を進める。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成27年度9月会議 おむつ代補助の所得制限について元に戻すこと

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-08		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	特別永住者等福祉給付金		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
			担当者名	宮子	内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-15-01	特別永住者等福祉給付金支給事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に住民登録を行った日から引き続き2年を経過し、大正15年（1926年）4月1日以前出生の方で、所得要件等に該当する方。							
内容	<input type="radio"/> 支給金額 月額 15,000円 <input type="radio"/> 支給方法 毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月までの4ヶ月分を金融機関口座に振り込む。 <input type="radio"/> 平成22年度分給付金に係る特例 平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給する。 <input type="radio"/> 現況届 毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。							
経過	在日本大韓国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総聯合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、平成22年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。							
必要性	無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 受給資格者に年3回、4ヶ月分を本人の口座に振り込む。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	対象者数(人)	4	3	3	2	1	
	②	給付額(千円)	615	540	420	360	180	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のため、引き続き実施する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,080	1,080	900	900	900	493	360
決算額（5年度は見込み）		900	780	720	615	540	420	360
実績の推移	事項名（5年度は見込み）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	対象者数	5	5	4	4	3	3	2
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	福祉給付金	540	扶助費	福祉給付金	420	扶助費	福祉給付金	360

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	142	142	0	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	540	420	▲ 120	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	9	8	▲ 1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 691	▲ 570	121
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	691	570	▲ 121	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 691	▲ 570	121
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 691	▲ 570	121

備考 対象者の減少に伴い、扶助費が減少している。

問題点・課題 ○対象者はかなりの高齢であり申請漏れが無いよう周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き制度の周知を図っていく。	6月11日号の区報で周知を図った。	引き続き、制度の周知を図っていく。
②			
③			

他区の実況 (実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区)
 豊島区(15年度)、江戸川区、葛飾区、北区(19年度)、文京区、板橋区、世田谷区、杉並区(20年度)、墨田区、江東区、大田区(21年度)、新宿区、目黒区(22年度)台東区(23年度)

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-09		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤	
			担当者名	宮子	内線	2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-05	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47（1972）年度	根拠	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生及び健康を保持する。						
対象者等	65歳以上の在宅寝たきり高齢者で、介護保険の要介護4及び5の者のうち、寝具乾燥消毒が必要な方、及び要介護1から3の者で認知症の症状がある方						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥消毒 11回／年 ・水洗い 1回／年 【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕1個 <自己負担金> ・利用者の負担は10%とする。令和4年度は1,452円（税込）、乾燥消毒は566円（税込）。 ・生活保護受給者は無料とする。 ・寝具乾燥サービスを行う際に、高齢者の安否確認も行っている。 						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更 ○平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更 ○平成12年度 自己負担金導入 ○平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更 ○平成17年度 継続利用者負担軽減措置を廃止 ○平成29年度 対象範囲の緩和（要介護1から3であっても必要な場合は対象とする） 						
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図るために必要性は高い。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 区への申請に基づき、区が区民宅にて実態調査を行った上で、専門事業者により水洗乾燥消毒を実施する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 対象者数(年度末現員)	8	11	15	20	15	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	在宅生活における環境衛生及び健康保持のため、引き続き実施する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	581	557	538	645	704	772	1,233
決算額 (5年度は見込み)	389	374	367	371	597	682	1,233
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
対象者数	10	10	7	8	11	15	17
乾燥消毒延べ人数	86	75	75	59	90	126	179
水洗い延べ人数	8	8	7	7	7	13	16

予算・決算の内訳							
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
委託料	寝具乾燥消毒委託	597	委託料	寝具乾燥消毒委託	682	委託料	寝具乾燥消毒委託

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	142	142	0	地方税等	0	0	0
	物件費	597	682	85	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	9	8	▲ 1	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 748	▲ 832	▲ 84
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	748	832	84	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 748	▲ 832	▲ 84
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 748	▲ 832	▲ 84

備考 物件費に計上されているのは委託料である。3年度と比較し対象者数が増加したため、委託料も増加している。

問題点・課題 本事業の利用を必要とする方の申請につながるよう積極的に事業周知を行う必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き事業の周知を図っていく。	介護保険決定通知送付の際に制度の案内を同封するほか、通知他のサービス申請時に、該当する可能性があれば案内を行った。	引き続き、事業の周知を図っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高齢者入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	宮子	内線	2675			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-13	高齢者入浴事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（2008）年度	根拠	荒川区高齢者入浴事業実施要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者が、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できるようにすることで、高齢者の外出機会を創出し、孤立化防止や地域における交流ふれあいを促進する。あわせて、高齢者の健康・衛生の保持・増進や区内浴場の利用を促進する。							
対象者等	区内在住・在宅で満70歳以上の者							
内容	<p>1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残週数毎1枚とする。</p> <p>2 実施施設：区内20公衆浴場（令和5年1月1日現在）</p> <p>3 本人負担：200円（区負担300円）</p> <p>4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部</p> <p>5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。</p>							
経過	<p>昭和57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券（無料）」を配付</p> <p>平成20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業（「ふろわり200」・本人負担額200円）を実施（ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回）</p> <p>平成21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。</p> <p>平成26年度 26年7月から入浴料450円→460円（本人負担額の変更はなし）</p> <p>平成28年度 27年度末をもって「ふれあい入浴事業」を廃止</p> <p>令和元年度 元年10月から入浴料460円→470円（本人負担額の変更はなし）</p> <p>令和3年度 3年8月から入浴料470円→480円（本人負担額の変更はなし）</p> <p>令和4年度 4年7月15日から入浴料480円→500円（本人負担額の変更はなし）</p>							
必要性	高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい・交流の創出とともに公衆浴場の利用促進を図る面からも必要である。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>1 浴場を利用する際は入浴カードに貼付されたシール1枚をはがし、負担金200円を支払う。</p> <p>2 事業者は年6回（6・8・10・12・2・4月）浴場組合に実績報告し請求する。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	受給者数（人）	8,978	8,904	8,943	9,171	10,000	各年度3月31日現在
	②	利用回数(延べ回数)	183,338	182,317	181,331	188,974	219,070	各年度3月31日現在
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて銭湯を拠点とした交流を促進する観点から引き続き実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		57,996	57,772	55,982	56,485	56,319	57,027	58,126
決算額(5年度は見込み)		53,582	53,435	55,143	50,581	51,622	54,623	58,126
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
対象者数(各年1月1日現在)		35,310	36,400	38,496	39,161	39,323	39,372	39,372
受給者数(各年3月31日現在)		8,586	8,815	9,038	8,978	8,904	8,943	9,525
利用者延べ回数(各年3月31日現在)		202,283	201,555	204,192	183,338	182,317	181,331	188,974
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	入浴カード、封筒	417	需用費	入浴カード、封筒	466	需用費	入浴カード、封筒	521
役務費	郵送料	505	役務費	郵送料	544	役務費	郵送料	620
委託料	入浴事業ほか	50,701	委託料	入浴事業ほか	53,612	委託料	入浴事業ほか	56,985

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	142	142	0	地方税等	0	0	0
	物件費	51,622	54,623	3,001	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	9	8	▲1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲51,773	▲54,773	▲3,000
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	51,773	54,773	3,000	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲51,773	▲54,773	▲3,000
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲51,773	▲54,773	▲3,000

備考

物件費の多くを占めるのは浴場組合荒川支部への委託料であり、4年7月15日より入浴料金が改定となったため区の負担額を増額して対応している。

問題点・課題

○区の社会資源である銭湯について事業目的を達成できるよう見守り支援員銭湯派遣事業だけでなく、入浴機会を捉えた銭湯の活用を検討する必要がある。
○令和4年度に野崎浴場と竹の湯が休廃止するなど、浴場が減少している状況である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、周知を続けていく。	区報掲載、ひろば館等区内施設におけるポスター掲示、関連団体の会議においてポスター配付等で周知を図った。	浴場が減少している状況にあり、隣接区の浴場でも入浴券の使用が可能となるよう検討していく必要がある。
②			浴場の減少に比例して、延べ回数が減少していることから、利用率の向上にむけて検討していく必要がある。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
文京区「シニア入浴事業」(65歳以上、年52枚、自己負担100円)、台東区「高齢者入浴券」(65歳以上年間20枚、自己負担50円)、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」(70歳以上、年間24枚、自己負担100円)など。	
議会議決(要旨)	平成27年度9月会議 ふろわり200の回数拡大 令和3年1月 陳情(ふろわり200の事業を継続してほしい) 令和4年6月 ふろわり200の利用回数の拡大について 令和4年9月 ふろわり200の利用回数の拡大について 令和5年2月 ふろわり200の対象施設の拡大について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-11	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	川合・吉村	内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-06	緊急通報システム事業費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 元（ 1989 ）年度	根拠	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安を抱えているひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。						
対象者等	原則として65歳以上の一人暮らし及び夫婦等の高齢者世帯（日中独居含む）であって、日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安をもっている方。						
内容	<p>一人暮らし高齢者等が家庭内で急病等の緊急事態時に、機器又はペンダントの押しボタンを押すと、委託事業者の受信センターに通報され、状況に応じて受信センターが119番通報するシステム。119番通報と同時に、委託事業者の警備員が30分以内に利用者宅へ到着できる対応をとる。</p> <p>【月額自己負担額（H元年度～H29年度）】 ①疾病ありかつ非課税の方0円 ②疾病ありかつ課税の方200円 ③疾病なしかつ非課税の方200円 ④疾病なしかつ課税の方500円</p> <p>【月額自己負担額（H30年度～R4年度）】 ①非課税の方0円 ②課税の方200円 ※疾病ありなしの区分を廃止した</p> <p>【月額自己負担額（R5年度～）】 ①非課税の方0円 ②課税の方200円（固定回線有り）または300円（固定回線無し） ③固定回線無し世帯の2人目以降追加利用の方0円（課税・非課税とも） ※固定回線無しの世帯での利用を開始</p>						
経過	○平成元年 消防庁直通方式にて、疾病のある方を対象に事業実施 ○平成12年度 自己負担を導入（住民税課税者は設置費用の1割） ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を現金から区内共通お買い物券に変更 ○平成14年度以降、毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、協力員に活動謝礼を交付 ○平成22年度 新規・更新分から民間方式（人感センサー方式）を導入し消防庁直通方式の新規設置を終了 ○平成23年10月 疾病のない方にも対象要件を拡大、現在の自己負担額を導入 ○平成24年12月 消防庁直通方式から、民間方式へ移行を開始 ○平成26年5月 生活リズム感知方式を導入。これに伴い、人感センサー方式の新規設置を終了 ○平成26年9月 消防庁直通方式利用者の終了とともに、協力員は終了 ○令和2年4月 緊急通報システム等自動通報制度の改正により利用者から東京消防庁への承認手続き廃止 ○令和5年4月 固定電話回線が不要なシステムを新たに導入						
必要性	高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ） 区が申請を受け、実態調査を行った上で設置を決定する。委託事業者に設置および設置後の緊急対応を委託する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 設置台数	1,022	985	928	978	1,250	
	② 搬送件数（件）	74	83	50	70	190	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
推進	推進	在宅高齢者の安全安心のために必要であり、見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		28,276	29,225	31,170	32,328	28,633	31,047	30,725
決算額 (5年度は見込み)		26,551	29,073	30,054	29,030	28,208	28,614	30,725
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	新規設置台数	205	234	171	142	145	146	192
	設置台数(民間・直通計)	1050	1104	1066	1071	985	928	978
	緊急通報協力員数	-	-	-	-	-	-	-

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	緊急通報システム委託料	28,208	委託料	緊急通報システム委託料	28,614	委託料	緊急通報システム委託料	30,725

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	3,701	4,614	913	地方税等	0	0	0
	物件費	28,208	28,614	406	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	22,484	22,682	198
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	22,484	22,682	198
	賞与・退職給与引当金繰入額	231	260	29	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,656	▲ 10,806	▲ 1,150
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	32,140	33,488	1,348	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,656	▲ 10,806	▲ 1,150
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,656	▲ 10,806	▲ 1,150

備考
物件費には緊急通報システムの委託料が計上されている。
行政収入の都支出金には高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金が計上されている。

問題点・課題
インターネット回線等電話回線が多様化しているが、緊急通報システムを利用できる回線が限られているため、設置に固定回線が不要なシステムを新規導入し、希望するすべての世帯に、可及的速やかに順次設置していく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	警報発報時の受信センターの対応の質の向上に加え、固定電話以外のシステム導入に向けて調査する。	警報発報時、迅速かつ適切に出動し、対応できている。固定電話以外のシステム導入に向けて調査を行った。	引き続き発報時の受信センターの対応の質の向上や、新たに導入する固定電話回線不要のシステム利用の周知に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

※固定回線不要なシステムを導入済みの区は11区。

議会(要旨)の状況
令和元年9月 住宅確保に関する見守り体制等の人的支援策について
令和3年2月(予特) ICTを活用した新しい見守りの導入

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-12	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	高齢者配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	宮川	内線	2675			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-16	高齢者配食見守りサービス事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 5（1993）年度	根拠	高齢者配食見守りサービス事業実施要領					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行う。							
対象者等	申請をした者のうち、次の基準にすべて該当する者①65歳以上の在宅の日中一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等②自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者③身体的状況等により、食事の調理ができずに栄養補給が十分できない者							
内容	<p>①本業務は、適当と認める民間事業者（以下「業者」という。）に委託し、実施する。</p> <p>②月～日曜日（週7日）の昼食を利用者の希望により配食する。（24年度までは、配食日数を事前に調査をして決めていたが、25年度からは配食日数の制限を廃止。ただし、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。）</p> <p>③業者が利用者宅へ昼食用の弁当を届け、手渡しすることで日中の時間帯における利用者の安否を確認する。</p> <p>④業者は安否確認時に異常があれば、事前に登録している緊急連絡先等へ連絡するとともに、区及び各地域の高齢者みまもりステーション又は地域包括支援センターに報告し、連携して対応する。また緊急時には救急車を要請する等、必要な対応をする。</p>							
経過	平成18年度	1食当たりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を業者に支払う仕組みに変更。						
	平成23年度	利用者負担額は業者設定の上、利用者に配付する献立表等に明記することとする。						
	平成25年度	配食日数の制限廃止をするとともに1件当たりの委託料を250円に変更。						
	平成26年度	消費税増税に伴い、1件当たりの委託料を257円に変更。						
	平成31年度	主食1種以上、副食3種以上で利用者負担額が520円以内の食事を1種類以上調整することとする。						
		10月1日からの消費税増税に伴い、10月以降の1件当たりの委託料を261円に変更。						
必要性	配食見守りサービスは、一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守りだけではなく、低栄養の状態を予防して、食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員） 区はサービス利用に当たっての申請の受理、認定等を行う。業者は安否確認の際異常があれば緊急連絡先、区、高齢者みまもりステーション等へ報告をする他、緊急時には救急車等を要請する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用状況（延べ配食数）	79,728	87,071	88,561	94,463	75,000	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	高齢者の見守り及び低栄養状態予防のひとつの手段として、引き続き利用者の拡大を図る。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	17,805	20,007	19,190	21,626	23,384	25,858	24,772
決算額 (5年度は見込み)	16,720	17,296	17,937	20,901	22,817	23,208	24,772
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ配食数	65,996	66,912	68,857	79,728	87,071	88,561	95,936
登録者人数	777	859	917	929	957	1029	1050
実利用者数	373	382	420	471	484	522	495
配食事業者数	8	6	6	5	6	6	6

予算・決算の内訳							
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
需用費	案内パンフレット	92	需用費	案内パンフレット	94	需用費	案内パンフレット
委託料	手数料	22,726	委託料	手数料	23,115	委託料	手数料

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	2,634	142	▲ 2,492	地方税等	0	0	0
	物件費	22,817	23,208	391	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	10,471	12,930	2,459
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	10,471	12,930	2,459
	賞与・退職給与引当金繰入額	164	8	▲ 156	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 15,144	▲ 10,428	4,716
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	25,615	23,358	▲ 2,257	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 15,144	▲ 10,428	4,716
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 15,144	▲ 10,428	4,716

備考 物件費の多くを占めるのは委託料 (23,115千円) であり、3年度と比較して配食数が増加したことに伴い、委託料も増えている。

問題点・課題 ○後期高齢者数の増加に伴い、利用者数及び配食数が今後も増加することが想定される。利用者数の増加に伴い、内容変更等が増えるため、事業者と関係機関と区間の連携を強化していく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き関係機関の間での意見交換の機会を設け、連携の強化を図る。	高齢者みまもりステーション定例会に参加し、意見交換を行った。	事業者・みまもりステーション・区の意見交換の機会や試食会を設け、連携を強化する。
②			
③			

他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
 実施区のうち、足立区・豊島区は当区のように委託の形態をとっておらず、配食事業者の紹介を行っている。

議会議事録(要旨) 議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	交通安全杖支給事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	古崎	内線	2662			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-07	交通安全杖支給事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 54（1979）年度	根拠	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる歩行杖を支給する。							
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。							
内容	<p>[手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請を窓口で受付、必要性と支給要件を確認の上支給決定し、その場で杖を支給する。本人の身長や持ち具合を見て、長さを調整する。（支給は一回のみ） <p>[杖の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度まで <ul style="list-style-type: none"> T字杖（重量280g～300g程度、握りはウレタン樹脂製） Sサイズ（790^{mm}×19φ） Lサイズ（850^{mm}×19φ） Tサイズ（900^{mm}×19φ） 令和2年度より <ul style="list-style-type: none"> T字杖伸縮タイプ（重量300g～320g程度、グリップ・ストラップはポリプロピレン、シャフトはアルミニウム） サイズ、高さ（約730^{mm}～955^{mm}）、シャフト（上22φ・下19φ） 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> 昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管。 平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止。 平成14年度 交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入。 平成15年度 区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止になったことに伴い、保険への加入を廃止。 平成16年度～区の直営で実施（以前は社会福祉協議会に委託） 令和2年度より、伸縮タイプに変更 							
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	交通安全杖支給数（本）	118	199	234	230	250	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	高齢者が安全に外出できるよう支援するために今後も継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		378	378	408	332	293	249	406
決算額 (5年度は見込み)		378	378	380	157	245	248	406
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	支給者数	133	158	128	118	199	234	239
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	交通安全杖	246	需用費	交通安全杖	248	需用費	交通安全杖	406

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	142	142	0	地方税等	0	0	0
	物件費	245	248	3	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	146	66	▲ 80
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	146	66	▲ 80
	賞与・退職給与引当金繰入額	9	8	▲ 1	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 250	▲ 332	▲ 82
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	396	398	2	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 250	▲ 332	▲ 82
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 250	▲ 332	▲ 82

備考 物件費は需用費に計上している杖の購入費用である。令和4年度は杖の支給が増加したことに伴い、物件費が増加している。
東京都から高齢社会対策区市町村包括補助事業として補助金を助成。

問題点・課題 ○自肅により足腰が弱り始めた高齢者の外出支援として杖を使用できるよう引き続き周知する。
○長期間使用すると劣化するため、支給要件などを検討する。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	交通安全杖を必要とする方に周知する。	まるごとシニアガイドの発行により問い合わせが増え、多くの交通安全杖を必要とする方に周知し、支給できた。	区報に記載し交通安全杖の支給について周知していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区)	杖とシルバーカーを支給 新宿・文京・台東・墨田・練馬・足立、杖を支給しシルバーカーを貸与 中央、シルバーカーのみ支給 板橋・江東・葛飾、江戸川車椅子を貸与 16区	
況(要旨)	議会質問状		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	在宅介護者マッサージ事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	宮子	内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-15	在宅介護者マッサージ事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 17（2005）年度	根拠	在宅介護者元気回復マッサージサービス事業実施要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	在宅で介護している、区内在住の家族等介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。						
対象者等	原則65歳以上の要介護4・5の者を在宅で介護する区内在住の者（主たる介護者）。ただし、要介護者が長期入所している場合等は除外をする。						
内容	在宅で要介護4・5の者を介護している区内在住の家族等介護者に対して、無料マッサージ券（1人当たり年2枚）を支給する。 マッサージ事業委託先：荒川区針灸按摩マッサージ師会						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度 要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。（試行的に単年度で実施） ・平成22年度 継続して実施することとなり、要綱を制定。 ・令和2年度 要綱を改正。 在宅で要介護4・5の者を介護している区内在住の家族等介護者に対して配付。 						
必要性	在宅で介護している区内在住の家族等介護者の慰労及び心身リフレッシュを図るために必要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 二部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 区と契約した施術所（施術者）がサービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券と引き換えにマッサージを行う。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 延べ利用者（人）	102	120	109	162	226	
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る一助になっており引き続き実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,254	1,242	1,227	1,195	1,045	962	947
決算額 (5年度は見込み)		820	979	829	607	706	645	947
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	延べ利用者数	149	176	146	102	120	109	162
	対象者数	627	895	876	883	1,016	1,028	938
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	事務用品購入	4	需用費	事務用品購入	7	需用費	事務用品購入	17
役務費	郵送料金	75	役務費	郵送料金	68	役務費	郵送料金	81
委託料	介護者マッサージ委託料	629	委託料	介護者マッサージ委託料	571	委託料	介護者マッサージ委託料	849

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	142	142	0	地方税等	0	0	0
	物件費	706	645	▲ 61	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	9	8	▲ 1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 857	▲ 795	62
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	857	795	▲ 62	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 857	▲ 795	62
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 857	▲ 795	62

備考 物件費の多くを委託料が占めており、利用件数の減少に伴い委託料も減少している。

問題点・課題 事業を委託している「荒川区針灸按摩マッサージ師会」の登録事業者数は現在7店舗(1店舗休業中)であり地域に偏りもあるため、契約の相手方について検討の必要がある。登録事業者数の増加が困難な場合は別のケアサービスも検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き利用できる店舗を増やせるよう受託者に要望していく。	往療ができる店舗が1店舗増加した。	引き続き、利用できる店舗を増やせるよう受託者に要望していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区)
	台東区：申請制で1,000円×3枚のマッサージ券か鮎券が選択できる。 墨田区：申請制で4,000円×2枚のマッサージ券。等

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高齢者みまもりステーション運営事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	鈴木	内線	2676			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-16-01	高齢者みまもりステーション運営事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23（ 2011 ）年度	根拠	荒川区高齢者みまもりステーション事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、その生活実態の把握や、地域の関係機関（町会・自治会、民生委員、地域包括支援センター等）と連携して高齢者に対する見守りや安否確認を行うとともに、緊急通報システムや、配食見守りサービスなどを区民に周知する専門スタッフを配置することにより、みまもりネットワーク事業を推進し、在宅高齢者の安全、安心を確保する。							
対象者等	原則として65歳以上の者及びその家族等							
内容	みまもりネットワーク事業の推進の核となる機関として、次の業務を行う。 1 総合相談、実態把握及び安否確認 (1) 在宅高齢者等に関する相談対応、生活実態の把握及び情報収集（実態把握に基づく台帳の作成） (2) 戸別訪問や電話連絡による安否確認 (3) 介護・福祉サービスに関する情報提供及び専門機関の紹介 2 みまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築、関係機関等との連携及び支援 (1) ネットワークの構築及び強化 (2) 戸別訪問や電話連絡による見守り、関係機関等に対する見守り活動の支援及び助言 (3) 見守りや支援が必要な高齢者に対するネットワーク事業及び介護・福祉サービス等の登録勧奨 3 緊急通報システム事業や配食見守りサービス事業の利用勧奨及び発報情報に基づく実態把握 4 その他、熱中症予防啓発等、高齢者の見守りに関して必要と認められる業務							
経過	平成23年 7月 区内5か所に高齢者みまもりステーションを設置 設置地区…南千住（東部）・荒川・町屋・尾久（西尾久）・日暮里（西日暮里） 平成25年10月 尾久（東尾久）・日暮里（東日暮里）の2地区に増設 平成27年 8月 南千住西部地区に増設（全8か所となる） 平成30年 4月 地域包括支援センター（以下「センター」という。）との連携強化のため、センターと高齢者みまもりステーションを統括するセンター長を配置							
必要性	高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）は、センターの相談支援業務を補完するとともに、地域のネットワーク構築、生活実態把握及び安否確認等の業務を専門的に行うことから、その必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） センターに併設し、センターの運営法人に委託。原則相談員1名、非常勤相談員1名（ともに原則として社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者）の計2名を配置。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	新規登録者数	580	798	931	1184	1618	4月～3月新規登録者数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
重点的に推進	重点的に推進	安否確認や実態把握のほか、高齢者の見守り拠点として関係機関との連携を図るなど重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		80,800	114,127	90,664	91,280	91,280	91,280	91,280
決算額 (5年度は見込み)		78,971	112,476	88,469	81,787	88,032	86,432	91,280
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
見守り活動を行った対象者の実人数 (人)		11,011	11,338	12,795	13,479	11,419	10,913	12,000
相談員による見守り戸別訪問件数 (件)		7,309	7,017	6,968	5,484	4,606	4,422	5,000

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	高齢者みまもりステーション運営事業	88,032	委託料	高齢者みまもりステーション運営事業	86,432	委託料	高齢者みまもりステーション運営事業	91,280

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	4,413	3,549	▲ 864	地方税等	0	0	0
	物件費	88,032	86,432	▲ 1,600	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	41,586	41,600	14
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	41,586	41,600	14
	賞与・退職給与引当金繰入額	275	200	▲ 75	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 51,134	▲ 48,581	2,553
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	92,720	90,181	▲ 2,539	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 51,134	▲ 48,581	2,553
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 51,134	▲ 48,581	2,553

備考 行政費用は委託料として物件費が多くかかっている。

問題点・課題
 ○地域の高齢者に関する身近な相談窓口として、より多くの区民や関係機関に周知する必要がある。
 ○センターとステーションがより一層連携して高齢者支援が行えるよう、ステーションごとの業務の実績を見える化し、業務の質の向上に繋げる必要がある。
 ○見守りが必要な高齢者の増加に伴い、効果的な見守り活動のあり方について検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	行事・事業等に参加していない高齢者にアウトリーチするため、関係機関との連携強化及び新規開拓を推進する。	医療機関やスーパー等への広報紙の配布や、ケアマネジャーへの事業周知を実施し、ネットワーク構築及び強化を図った。	引き続き、行事・事業等に参加のない高齢者にアウトリーチするため、関係機関との連携強化及び新規開拓を推進する。
②	周知の機会を増やし、地域の高齢者に関する身近な相談窓口としてステーションの認知度向上を推進する。	区営掲示板へのポスターの掲示や、あらかわ福祉まつりへの出展等を通じて、ステーションの紹介を行った。	引き続き、周知の機会を増やし、地域の高齢者に関する身近な相談窓口としてステーションの認知度向上を推進する。
③	見守りが必要な高齢者の増加に対応するため、効果的な見守り活動のあり方について検討する。	登録者の状況に応じたステーション及び関係機関による見守り活動のあり方について検討した。	引き続き、見守りが必要な高齢者の増加に対応するため、効果的な見守り活動のあり方について検討する。

他区の実況	(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区)
高年齢者見守り相談窓口設置事業実施区	墨田、豊島、港、品川、足立、中野、江戸川、練馬、葛飾、千代田区、文京区
未実施区では地域支援事業 (地域包括支援センター) にて実施	

況 (要旨)

議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-16	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	鈴木	内線	2676		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-11	高齢者みまもりネットワーク事業費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 23（ 2011 ）年度	根拠	荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要綱				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	区、地域、高齢者みまもりステーションが相互に連携して高齢者を見守る活動のネットワーク（以下「みまもりネットワーク」という。）を構築することにより、高齢者の孤独感を解消し、緊急時又は災害時には高齢者に対して迅速に対処できる仕組みを整備する。これにより、区内の在宅高齢者の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す。						
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者のうち、次のいずれかに該当し、区に申請をした者 ①75歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の者／②介護保険要介護3以上の認定を受けている者／ ③その他日中独居、日中高齢者のみ世帯の者等で介護や見守りが必要と認める者						
内容	(1) みまもりネットワークの構築及びその構築に必要な総合的な連絡及び調整等の実施 (2) 広報及び普及啓発の活動の実施 (3) みまもり名簿の作成及び更新並びに関係機関等（町会・自治会、民生委員、警察、消防、社会福祉協議会、その他区長が認めた団体及び事業者等（以下「関係機関等」という。）へのみまもり名簿の提供 (4) 高齢者に対するひと声運動、日ごろの見守り等及び個別支援の実施 (5) 緊急時又は災害時における安否確認、救援活動等の実施 (6) 緊急通報システム事業、配食見守りサービス事業、新聞販売店による見守り活動、救急医療情報キット配付事業 (7) ネットワーク連絡会等における見守り活動の事例紹介、区並びに関係機関等の間の情報交換、課題検討						
経過	平成13年度 本事業の前身である「支えあい見守りあいネットワーク事業」を区内の一部地域で開始 平成14年度 同事業の実施地域を区内の全地域に拡大 平成23年度 目的の類似する既存事業の統合・整理を行い、本事業を開始 平成28年2月 電磁調理器等助成開始：平成31年度末までの時限事業（申請累計件数845件 令和元年12月末現在） 平成30年7月 冷房機等購入等助成開始：平成30年度のみのも事業であったが、フォローアップのため平成31年度についても実施しそれをもって事業終了 令和元年8月 冷房機等購入等助成事業終了（申請累計件数：336件） ※平成30年度から、事務事業分析シート「高齢者みまもりネットワーク事業（ネットワーク）」「高齢者みまもりネットワーク事業（救急医療情報キット配付事業）」「高齢者電磁調理器等購入助成事業」を統合。						
必要性	見守り活動を希望する一人暮らし高齢者等に対して平常時の声掛け、安否確認を行うとともに、災害時の避難援助、救援活動の備えとなる本事業は必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員） 見守りを希望する高齢者のみまもり名簿に登載、各関係機関等と情報共有し、当該名簿登載者へ声掛け・見守りを行うとともに緊急時の迅速かつ適切な対応及び避難援助・救援活動等に活用する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 登録者人数（人）	4,962	4,995	5103	5160	5,250	年度末時点の人数
	② 登録率（%）	17.6	17.6	17.4	18.7	21.5	75歳以上の登録率
③ 孤独死数（人）	3	5	8	0	0	みまもり登録者のうち75歳以上の孤独死数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
重点的に推進	重点的に推進	新規登録者を増やすため、事業の周知を行っていくなど引き続き重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		9,520	17,991	14,710	9,726	4,279	2,835	3,031
決算額 (5年度は見込み)		7,650	15,547	12,331	7,709	2,817	2,393	3,031
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
登録者人数		5,037	5,071	5,029	4,962	4,995	5,103	5,160
ひと声運動対象者延べ人数		8,928	9,058	9,171	9,065	9,095	9,121	9,300
救急医療情報キットの配付数		650	768	800	653	791	986	1,000
高齢者電磁調理器等購入費助成件数		192	200	199	—	—	—	—
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	臨時職員報酬	164	報酬	臨時職員報酬	90	報酬	臨時職員報酬	176
旅費	臨時職員通勤費	0	旅費	臨時職員通勤費	0	旅費	臨時職員通勤費	10
需用費	消耗品費等	1,484	需用費	消耗品費等	1,960	需用費	消耗品費等	2,429
役務費	郵便料・手数料	1,169	役務費	郵便料・手数料	343	役務費	郵便料・手数料	416

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,866	3,805	▲ 61	地方税等	0	0	0
	物件費	2,653	2,303	▲ 350	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,643	1,145	▲ 498
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,643	1,145	▲ 498
	賞与・退職給与引当金繰入額	231	209	▲ 22	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,107	▲ 5,172	▲ 65
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,750	6,317	▲ 433	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,107	▲ 5,172	▲ 65
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,107	▲ 5,172	▲ 65	

備考 行政費用のうち、給与関係費には繁忙期の日額会計年度任用職員の報酬が、物件費には需用費（消耗品等購入費用）及び役務費（郵便料）が含まれている。

問題点・課題 ○地域住民及び関係機関等における自主的かつ積極的な見守り活動を推進するため、意識啓発を行うとともに、見守りに協力する協力機関及び関係機関等と連携を強化していく必要がある。
○登録者や見守りの必要度が高い高齢者の増加が予想されるため、高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）や関係機関等による効果的な見守り活動について、今後検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	見守りに協力する協力機関の新規開拓及び連携強化を推進する。	個人商店や介護事業所等と新たに連携し、みまもりネットワークの強化を図った。	引き続き、見守りに協力する協力機関の新規開拓及び連携強化を推進する。
②	見守りが必要な高齢者の増加に対応するため、効果的な見守り活動のあり方について検討する。	登録者の状況に応じたステーション及び関係機関等による見守り活動のあり方について検討した。	引き続き、見守りが必要な高齢者の増加に対応するため、効果的な見守り活動のあり方について検討する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-17	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	敬老週間事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	川合	内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-01	敬老週間事業費（長寿慶祝の会）					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 35（1960）年度	根拠	長寿慶祝の会実施計画書				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	荒川区敬老祝品贈呈事業実施要綱 等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	①長寿慶祝の会の開催②百歳を超える者（以下「長寿者」）満百歳を迎える者（以下「新百歳」）、並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者へ敬老祝品を贈呈することにより、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対し、感謝の意を表すると共に長寿を祝う③高齢者のためのレクリエーション事業を主催する公益財団法人東京都福祉保健財団に補助金を交付する						
対象者等	①区内在住満75歳以上の者②区内在住で次の要件を満たす者長寿者:T12年1月1日以前生 新百歳:T12年1月2日～T13年1月1日生 白寿(数え99):T14年生 米寿(数え88):S11年生 喜寿(数え77):S22年生③公益財団法人東京都福祉保健財団						
内容	①「敬老の日」に高齢者を招待する「長寿慶祝の会」を荒川区社会福祉協議会と共催で実施し、来場者に対し記念品を贈呈する。また、各ふれあい館及び首都大学東京荒川キャンパスで記念品を贈呈する。 但し、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 ②敬老祝品の贈呈 長寿者、新百歳の者に祝金（長寿者：10,000円、新百歳：50,000円）、白寿、米寿、喜寿の者に荒川区共通お買い物券（白寿：20,000円、米寿：10,000円、喜寿：3,000円）を贈呈。 ・白寿、米寿、喜寿の者は郵送で贈呈する（令和2年度から）。 ・長寿者及び新百歳の者で、訪問可能な者は区職員等が訪問の上、祝品を贈呈する。 ③公益財団法人東京都福祉保健財団の敬老事業（レクリエーション事業）に対して補助金を交付する。						
経過	①長寿慶祝の会 昭和35年度 社会福祉協議会主催で開始。地域別午前・午後の2回開催。90歳以上の9名に記念品贈呈。 平成29年度 サンパール荒川で式典を行い、区内ふれあい館でイベントを実施。 平成31年度 サンパール荒川で式典を行い、区内ふれあい館等で記念品を配付。 ②敬老祝品の贈呈 敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止。表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止。長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止。 敬老祝品（喜寿・米寿）昭和40年度開始。平成10年度敬老祝品の贈呈対象者に白寿を追加。平成13年度敬老祝品の贈呈対象者に新百歳を追加。平成23年度敬老祝品贈呈対象者に長寿者を追加。 ③山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 補助額の変更：平成13年度 240,000円、平成24年度 120,000円、平成25年度30,000円 ※平成30年度予算事業の組替により、事務事業分析シート「長寿慶祝の会」「敬老週間事業」を統合。						
必要性	区民の長寿を祝う事業は各自治体で実施しており、本区においても長年地域に貢献してきた高齢者を敬う本事業の必要性は高い。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> ）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 敬老祝品は仕分け等を荒川区シルバー人材センターへ委託する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	①長寿慶祝の会来場者数（人）	0	0	0	0	8,000	来場者数実績（記念品配付数）
	②長寿慶祝の会対象者数（人）	0	0	0	0	28,000	
③敬老祝品贈呈数（人）	3,242	2,804	3,265	3,995	3,200		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
改善・見直し	改善・見直し	敬老祝品について、贈呈方法等の見直しを行う。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	20,430	31,841	34,719	25,194	22,367	24,524	28,436
決算額 (5年度は見込み)	20,165	30,319	30,674	23,689	21,616	24,091	28,436
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
長寿慶祝の会対象者数	25,152	25,663	26,100	0	0	0	0
長寿慶祝の会来場者数	7,593	8,164	7,672	0	0	0	0
喜寿・米寿・白寿	3,141	3,140	3,325	3,110	2,678	3,134	3,995
長寿・新百歳	112	107	118	132	126	131	159

予算・決算の内訳							
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
報酬・旅費	敬老週間事業事務補助報酬・旅費	181	需用費	敬老祝品、消耗品等	19,820	需用費	敬老祝品、消耗品等
報償費	長寿慶祝の会手話通訳等	0	役務費	祝品郵送料等	1,206	役務費	祝品郵送料等
需用費	敬老祝品、消耗品等	17,205	委託料	敬老祝品封入作業委託	85	委託料	敬老祝品封入作業委託
役務費	祝品郵送料等	1,027	負担金補助等	祝金 (新百歳・長寿者) 等	2,980	負担金補助等	祝金 (新百歳・長寿者) 等
委託料	敬老祝品封入作業委託	73					
使用料等	長寿慶祝の会会場使用料	0					
負担金補助等	祝金 (新百歳・長寿者) 等	3,130					

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	6,231	2,839	▲ 3,392	地方税等	0	0	0
	物件費	18,306	21,111	2,805	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3,130	2,980	▲ 150	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	377	160	▲ 217	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 28,044	▲ 27,090	954
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	28,044	27,090	▲ 954	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 28,044	▲ 27,090	954
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 28,044	▲ 27,090	954	

備考 物件費の多くを占めるのは、需用費に計上されている敬老週間事業の記念品 (区内共通お買い物券：19,576千円) である。

問題点・課題
 ・敬老祝品贈呈対象者は大幅に増加しており、贈呈にかかる業務及び財政負担の規模が大きくなっている。
 ・コロナ渦においては、感染リスクの高い高齢者を一堂に会してのイベントの実施は難しい状況である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	祝品の贈呈方法を郵送にして、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る。	祝品を郵送贈呈し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図った。	喜寿・米寿・白寿の祝品は郵送で贈呈する。長寿慶祝の会に代わり、フレイル対策・介護予防等を促進する事業に注力していく。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
 ①例年区主体の敬老イベント (式典、演芸等を実施) の実施区は千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、杉並区。
 ②敬老祝品の贈呈は対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの全区で実施している。

議会質問 (要旨) 平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	避難行動要支援者事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	小野澤	内線	2661			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-17-02	避難行動要支援者事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input checked="" type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 30（2018）年度	根拠	災害対策基本法、荒川区高齢者における避難行動要支援者登録事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者など自ら避難することが困難で特に支援が必要な方（以下「避難行動要支援者」という。）に対する実効性のある避難支援体制を構築することにより、避難行動要支援者を災害から保護する。							
対象者等	①区内に住所を有する者のうち、要介護4又は5のいずれかに認定されている者 ②区内に住所又は居所を有する者のうち、おおむね65歳以上で、自力での避難が困難であると区長が認めた者 ※但し、社会福祉施設等に入所している者及び医療機関に長期間入院している者を除く。							
内容	①災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。（本人同意不要） ②区から居宅介護支援事業所に委託し、平時における名簿情報の外部提供同意の意向確認を行う。 ③名簿情報の外部提供に同意する方のうち個別支援計画作成を希望する方については、区から居宅介護支援事業所に委託し、個別支援計画作成を行う。 ※上記①～③は対象者①の方について。対象者②の方は手上げ方式により登録可能で、個別支援計画作成は本人等が行う。 ④平常時及び発災時に外部提供する避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者（警察・消防等）と連携し避難支援体制を構築する。							
経過	○平成25年6月 災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成の義務付けなどが定められた。 ○平成31年1月 個人情報の外部提供同意確認、個別支援計画作成を居宅介護支援事業所への委託により実施開始。 ○令和3年4月 避難行動要支援者名簿システムを導入した。 ○令和3年5月 災害対策基本法の改正により避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成が自治体の努力義務となった。 ○令和4年3月 民生委員に名簿を配付した後、5月には警察署・消防署、7月には町会へと名簿の配付を開始した。							
必要性	避難行動要支援者に対する実効性のある避難支援体制を構築することにより、避難行動要支援者を災害から保護できる可能性を高めることが期待できるため本事業の必要性は高い。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 個人情報の外部提供の同意確認及び個別支援計画作成は居宅介護支援事業所に委託し実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	個別支援計画作成済み人数	324	386	333	400	1,250	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進	より実効性のある避難支援体制の構築を推進していく。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		—	3,032	5,453	1,966	3,385	1,866	1,828
決算額 (5年度は見込み)		—	941	980	959	1,029	847	1,828
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
避難行動要支援者名簿登録者人数			956	1,047	1,036	1,243	1,079	1,100

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品	48	需用費	消耗品	34	需用費	消耗品	50
役務費	郵送料	69	役務費	郵送料	42	役務費	郵送料	128
委託料	個別支援計画作成委託	912	委託料	個別支援計画作成委託	771	委託料	個別支援計画作成委託	1,650

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,041	1,874	▲ 167	地方税等	0	0	0
	物件費	1,029	847	▲ 182	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	127	105	▲ 22	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,197	▲ 2,826	371
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,197	2,826	▲ 371	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,197	▲ 2,826	371
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,197	▲ 2,826	371	

備考 物件費には、個別支援計画作成に係る委託料が計上されている。

- 問題点・課題
- ①避難行動要支援者名簿に係る同意書の取得や個別支援計画の作成率の向上を図る必要がある。
 - ②高齢者みまもりネットワーク事業登録者名簿と本事業の登録者名簿の連携や名簿記載内容について検討する。
 - ③名簿対象者への災害時の対応について、みまもりステーションや地域包括センター、ケアマネジャー等との協力体制を整備する必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	名簿を更新するとともに、郵送による対象者を拡大するなど、個別支援計画の作成数を増やす。	名簿を更新するとともに、個別支援計画の作成数を増やす。ただし、郵送による対象者の拡大は難しい状況にある。	名簿を更新するとともに、個別支援計画の作成数を増やす。郵送による調査については調査対象を整理する。
②	介護事業所への委託調査を実施するとともに、名簿の記載項目等を検討する。また、町会、警察署、消防署に名簿を配付する。	介護事業所への委託調査及び、警察署、消防署、町会・民生委員への名簿配付を実施した。名簿の記載項目等は引き続き検討する。	介護事業所への個別支援計画の作成委託は新規のみを重点的に行う。名簿の記載項目等は引き続き検討する。
③	みまもりネットワーク事業登録者との連携や地域包括等との協力体制を検討する。	みまもり名簿に併せ避難行動要支援者名簿を配付した。	今後も地域包括等との協力体制を検討するとともに、みまもり名簿に併せ避難行動要支援者名簿を配付していく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 令和4年6月 避難行動要支援者の対象拡大について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高齢者自立支援用具給付事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	千葉	内線	2678			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-19	高齢者自立支援用具給付事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 31（2019）年度	根拠	荒川区高齢者自立支援用具給付事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	歩行または入浴に支障のある方に対し自立支援用具を給付することにより自立した生活を継続できるようにする。							
対象者等	区内に住所を有する65歳以上の方で、在宅で生活し、歩行または入浴に支障のある方。（介護保険の認定を受けている方は要支援1～2までの方が対象。入院中の方は対象外。）							
内容	下記の自立支援用具を原則1割の本人負担で給付する。（但し、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は無料。） (1) シルバーカー ※給付限度：3年間に1台まで（要介護認定者は対象外） (2) 手すり（工事不要） ※給付限度：1人1台まで（要介護認定者は対象外） (3) シャワーベンチ ※給付限度：5年間に1台まで（要介護認定者、要支援認定者は対象外） (4) 浴室内すべり止めマット 【R5.4月～】 ※給付限度：3年間に1枚まで（要介護認定者は対象外）							
経過	令和元年10月 事業開始 令和2年10月 要綱改正。 手すり（工事不要）がセンタータイプとサイドタイプの2種類から選択可能となる。 令和5年4月 委託料単価改定 浴室内すべり止めマット（M/L）の新規給付を開始							
必要性	歩行または入浴に支障のある方に対し自立支援用具を給付することにより自立生活期間の延伸が期待できるため、本事業の必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 区にて申請受付を行い、自立支援用具の配送、本人負担金の受領については、区内の福祉用具事業者へ委託して実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	シルバーカー給付実績件数	275	272	305	347	400	
	②	手すり/シャワーベンチ給付実績件数	122	128	135	120	380	
③	浴室内マット実績件数				192	250		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	引き続き事業周知を行い、推進していく。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額			—	11,658	12,561	10,738	12,567	12,583
決算額 (5年度は見込み)			—	10,030	10,049	10,162	10,615	12,583
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
シルバーカー申請件数				335	275	272	326	347
手すり申請件数				39	83	89	86	84
シャワーベンチ申請件数				71	39	39	49	36
浴室内すべり止めマット申請件数								192

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	福祉用具事業者への委託料	10,162	報償費	理学療法士報償費	17	報償費	理学療法士報償費	17
			委託料	福祉用具事業者への委託料	10,599	委託料	福祉用具事業者への委託料	12,566

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,873	4,614	741	地方税等	0	0	0
	物件費	10,162	10,599	437	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,406	6,274	1,868
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	17	17	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	4,406	6,274	1,868
	賞与・退職給与引当金繰入額	241	260	19	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 9,870	▲ 9,216	654
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	14,276	15,490	1,214	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 9,870	▲ 9,216	654
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 9,870	▲ 9,216	654	

備考
物件費は福祉用具事業者への委託料が計上されている。
行政収入のうち、都支出金は高齢社会対策区市町村包括事業補助金。

問題点・課題
・ 給付する自立支援用具の種類等の見直し
・ 本事業の給付を必要とする方の申請に繋がるよう、事業周知を推進する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	委託業者と密に連携を図り、常に情報を整理して対応していく。	シルバーカーAの指定機種が廃盤となる情報を事業者から収集し、後継機種を新たに指定する契約変更等を速やかに実施した。	引き続き、委託業者と密に連携を図り、常に情報を整理して対応していく。
②	引き続き、委託業者と協力して事業周知を進めていく。	事業周知を推進した。	引き続き、委託業者と協力して事業周知を進めていく。
③			

他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)
	・ シルバーカー：12区 (1区貸出を含む) ・ 手すり：5区 (1区貸出を含む) ・ 入浴補助用具：10区

議会(要旨)質問状
平成30年6月会議 高齢者の自立支援のための取り組み
平成30年9月会議 日常生活支援用具の拡大

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-20	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	おとしよりなんでも相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	千葉	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12（ 2000 ）年度	根拠					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	高齢者に関する総合的な相談窓口を運営する。						
対象者等	概ね65歳以上の高齢者及びその家族等						
内容	<p>1 窓口の運営 再任用及び会計年度任用職員3名体制</p> <p>2 受け付ける相談内容 ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区のサービス等の情報提供など、高齢者に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて関係機関に紹介する。</p> <p>3 各種申請受け付け （1）車いすの貸し出し 通院等で緊急に必要となった方へ臨時で貸し出し（概ね2週間程度） （2）障害者控除対象者認定申請 （3）みまもりネットワーク、高齢者入浴事業、交通安全杖の支給、紙おむつ購入券支給・代金の助成、寝具乾燥消毒水洗いサービス、理美容サービス、民間賃貸住宅活用事業、自立支援用具給付等 ※各事業の詳細については、それぞれの事務事業分析シートを参照。</p>						
経過	平成12年度 高齢者福祉課が高齢者専門相談として開始。 平成25年度 難聴者用磁器ループシステム（カウンター型）を窓口に設置。						
必要性	高齢者に関するあらゆる相談窓口として必要性が高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 相談件数（件） （おとしよりなんでも相談）	8,763	10,425	11,787	12,000	13,000	
	② 障害者控除対象者認定申請件数（件）	391	449	533	550	600	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	高齢者に関するあらゆる相談窓口として継続していく。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (5年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	おとしよりなんでも相談件数	8,998	9,520	9,343	8,763	10,425	11,787	12,000
	障害者控除対象者認定申請件数	346	342	483	391	449	533	550

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,571	3,315	▲ 256	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	222	187	▲ 35	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,793	▲ 3,502	291	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	3,793	3,502	▲ 291	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,793	▲ 3,502	291	
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,793	▲ 3,502	291	

備考 相談窓口業務は直営のため、物件費等は発生しない。

問題点・課題
 ○高齢者に係る制度や情報を積極的に収集し、個人の事情に合った適切なアドバイスを行うとともに、個人情報 を適正に取扱い、必要に応じて関連窓口に案内するよう努める。
 ○相談窓口として様々な場面に適応するよう、コミュニケーション手段として、磁気ループやタブレット等を有効活用していく。
 ○相談内容が煩雑化してきている中、相談窓口として、他部署・地域包括支援センター等関連機関につなげるワンストップサービスとして強化していく。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	煩雑な相談も主訴をよく理解し、関係機関等へつなげることにより問題の重度化を防ぐ。	煩雑な相談も主訴をよく理解し、関係機関等へつなげることにより問題の重度化を防ぐことができた。	相談業務はもとより、介護保険法の改正や新たな事業についてよく理解し、適切な対応をしていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)
	全区に高齢者相談窓口が設置されているが、内12区においては、地域包括支援センターを相談窓口としている。
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-21		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ふれあい絆・活サロン補助事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
			担当者名	平井	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-17	ふれあい絆・活サロン補助事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 29（ 2017 ）年度	根拠	介護保険法 地域保健法 健康増進法					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	住民主体で運営している「ふれあい絆・活サロン」（以下「サロン」という。）の運営費を一部補助することで、身近な地域で気軽に通える場を確保・維持し、閉じこもり予防、介護予防等の支援をする。							
対象者等	荒川区社会福祉協議会（以下「社協」という。）（サロン所管）							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月に開始された介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービス事業を実施することとなっている。当区では既に、社協が運営しているサロンが住民の住民による通いの場として機能しており、運動や脳トレ、交流等の介護予防の役割を果たしている。 ・このため、サロンの運営機関である社協を通して、住民主体の通いの場の維持・充実のため、会場費及びサロン参加者の保険料を補助する。（地域別、介護予防型、テーマ別、子育てサロンが対象） 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度 社協の運営によって、高齢者の孤独感・孤立化の解消や見守り活動として、地域の住民参加による交流の場「サロン」を開設。 ・平成29年度 住民主体の通所型サービス事業に資するものとしてサロンへの補助事業を開始。共生社会を鑑み、高齢者サロンだけでなく、テーマ別や子育てを対象にしたサロンも補助対象とした。 <p>※平成30年度 予算の組替により医療機関連携型認知症カフェ事業補助については、「認知症普及啓発事業」に移行</p>							
必要性	住民による自主的な取り組みとして、高齢者が気軽に通えることができ、介護予防の活動を行っているサロンは必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 補助金による実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	サロンの数	90	94	91	95	105	
	②	サロンの利用者延人数	5,889	9,359	16,650	17,000	45,000	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		推進		コロナ禍により休止したサロンの再開や、運営継続、新規立ち上げを後押しするため、補助対象を拡充し、自主的な取組を促進していく。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		3,653	1,285	1,461	1,360	1,220	1,108	1,018
決算額 (5年度は見込み)		1,688	1,135	1,071	965	338	518	1,018
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
サロンの数		81	85	96	90	94	91	95
サロンの利用者延人数		31,705	33,685	30,829	5,889	9,359	16,650	17,000
予算・決算の内訳		令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)		令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	粋・活サロン補助金	338	負担金補助等	粋・活サロン補助金	518	負担金補助等	粋・活サロン補助金	1,018

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	783	497	▲ 286	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	338	518	180	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	49	28	▲ 21	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,170	▲ 1,043	127
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,170	1,043	▲ 127	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,170	▲ 1,043	127
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,170	▲ 1,043	127

備考

補助費等の全額が粋・活サロン補助金であり、コロナ禍で休止していたサロンの再開により増加している。

問題点・課題

○サロンが閉じこもりの予防をはじめ、健康づくりや介護予防の役割を果たしている。コロナ禍で休止していたサロンを再開し、より多くの高齢者がサロンを利用するよう、サロンの更なる充実が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	多くの高齢者がサロンを利用するため、健康づくりの取組みや介護予防事業との連携等、サロンの運営に対する支援を講じていく。	サロンに、区の歯科衛生士及び管理栄養士を派遣する等、介護予防事業との連携を図り、サロンの内容の充実と運営の支援を行った。	引き続き、健康づくりの取組みや介護予防事業との連携等、サロンの内容の充実と運営に対する支援を講じていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

サロンは社会福祉協議会事業として22区で実施。うち、補助については上記のとおり。

議会質問状況(要旨)

令和4年度2月議会 予算特別委員会総括質疑
「コロナの影響でサロンの開催が減っており、飲食もできるよう、早くサロンを復活すべき」

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-22	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	土門	内線	2697		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	養護老人ホーム					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 41（ 1966 ）年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第1号				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	05	高齢者の住まいの確保				
目的	環境上及び経済的理由により居宅において生活を続けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。						
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。						
内容	養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内や近県の施設に入所措置している。 [措置要件] ・原則として65歳以上 ・経済上（生保受給者等）、環境上（簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等）の理由により、居宅において生活することが困難な者						
経過	昭和41年 老人福祉法第11条を根拠に実施。 平成12年10月 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 区内養護老人ホーム（千寿苑）開設。 （60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠） 平成18年4月 法改正で外部の介護保険サービス併用可（将来的にはケアハウスの形態に転換）						
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 措置件数（件）	76	78	72	81	85	短期含む
	② 措置実施施設数（箇所）	20	20	22	22	21	短期含む
③ 養護老人ホーム入所者数（人）	13	14	28	21	25	短期含む	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度	法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。					
継続	継続						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		175,177	176,387	183,922	189,564	188,754	183,308	187,286
決算額 (5年度は見込み)		160,091	174,391	182,321	176,188	172,781	172,799	187,286
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
措置件数 (継続数措置件数)		71	84	79	76	78	72	81
措置施設数		21	21	21	20	20	22	22

予算・決算の内訳

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬・旅費	繁忙期事務補助	0	報酬・旅費	繁忙期事務補助	0	報酬・旅費	繁忙期事務補助	112
需用費	納付書	106	委託料	支払代行事務	440	委託料	支払代行事務	466
委託料	支払代行事務	444	扶助費	措置費	172,359	扶助費	措置費	186,708
扶助費	措置費	172,231						

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,915	3,904	▲ 11	地方税等	0	0	0
	物件費	549	440	▲ 109	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	172,231	172,359	128	分担金及び負担金	38,839	44,750	5,911
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	427	244	▲ 183	行政収入合計(a)	38,839	44,750	5,911
	賞与・退職給与引当金繰入額	244	220	▲ 24	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 138,527	▲ 132,417	6,110
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	177,366	177,167	▲ 199	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 138,527	▲ 132,417	6,110
特別費用(g)	0	365	365	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 365	▲ 365	当期収支差額(e)+(h)	▲ 138,527	▲ 132,782	5,745	

備考 扶助費に計上されているのは、養護老人ホーム措置費である。

問題点・課題
 ○身寄りがない高齢者を受け入れる施設であるが、要介護状態となり特別養護老人ホームへの入所が必要になると契約者となる親族がいないため、区長申立てをせざるを得ない事例が増加しており、既存の入所者及び新規入所者に対して、親族の協力関係の構築等の取組みを強化する必要がある。
 ○自己負担金の滞納が高額化するケースもあるため、予防的対応を強化する必要がある。
 ○前年の給与所得があるために、入所時の自己負担金が高額化するケースが増えてきているため、対応を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、施設との情報共有に努めるとともに、被措置者の状態、状況の変化に応じた指導や援助を行う。	ケースワーカーが適宜、施設訪問、電話相談等を行い、被措置者の状況の変化を確認し適切な指導や援助を行った。	引き続き、施設との情報共有に努めるとともに、被措置者の状態、状況の変化に応じた指導や援助を行う。
②	引き続き、債務者及び後見人と連絡を取り合い、債権回収を行う。	未納債権を可能な限り発生させない意識を事務担当、ケースワーカーとで共有し回収に努めた。	引き続き、債務者及び後見人と連絡を取り合い、債権回収を行う。
③	引き続き、債務の主な原因となる本人負担額のあり方について検討する。	措置費の本人負担額のあり方について検討を行った。	入所時の自己負担額を決定する際に、前年の給与所得がある人について対応策の検討を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会質問状(要旨)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-23	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	萩原	内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-02	特別養護老人ホーム					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 12（ 2000 ）年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第2号				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	やむ措置に関する要綱				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	05	高齢者の住まいの確保				
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。						
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者						
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続を行う。 [措置要件] ・要介護認定において要介護状態に該当 ・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること <やむを得ない事由> ・本人が家族等の介護放棄等の虐待を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合						
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成19年度 措置件数15件 平成20年度 荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱制定						
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために必要な事業である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 措置件数（継続含む）（件）	3	6	12	12	8	
	② 措置施設数（継続含む）（件）	3	4	7	8	5	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度	法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。					
継続	継続						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		2,340	3,042	3,042	3,042	3,042	4,395	3,042
決算額(5年度は見込み)		1,789	900	1,168	1,382	1,934	3,521	3,042
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
措置件数(継続含む)		14	10	3	3	6	12	12
措置施設数(継続含む)		9	8	3	3	4	7	8
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)		令和4年度(決算)			令和5年度(予算)			
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	介護給付本人負担分	1,934	扶助費	介護給付本人負担分	3,521	扶助費	介護給付本人負担分	3,042

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	3,915	3,904	▲ 11	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	1,934	3,521	1,587	分担金及び負担金	1,814	3,243	1,429
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	73	73	行政収入合計(a)	1,814	3,243	1,429
	賞与・退職給与引当金繰入額	244	220	▲ 24	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,279	▲ 4,475	▲ 196
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,093	7,718	1,625	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,279	▲ 4,475	▲ 196
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	179	0	▲ 179
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	179	0	▲ 179	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,100	▲ 4,475	▲ 375

備考

扶助費に計上されているのは特別養護老人ホームの措置入所に伴う利用者本人負担分である。年間の措置件数が増えたため、扶助費も増加している。

問題点・課題

○措置費自己負担金の支払いが困難な高齢者が多く、債権となるケースがあるため、自己負担金のあり方や費用徴収の手順等について今後検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、措置先との関係構築に努める。	適切な処遇を行う中で、新規施設への措置も行い、関係の構築を図っている。	引き続き、措置先との関係構築に努める。
②	引き続き、係内での情報共有に努めるとともに、後見人とも連絡を取り合い債権の回収を行う。	債権事務担当、ケースワーカーとの間での連携を密にし情報共有に努め、債権の回収を進めた。	引き続き、係内での情報共有に努めるとともに、後見人とも連絡を取り合い債権の回収を行う。
③	引き続き、措置費の本人負担額のあり方について検討を進めていく。	措置費の本人負担額について検討を行った。	引き続き、措置費の本人負担額のあり方について検討を進めていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-24	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	萩原	内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	介護サービス事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12（ 2000 ）年度	根拠	老人福祉法第10条の4 やむ措置要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	家庭の事情等により緊急保護が必要な高齢者や認知症等により日常生活に支障のある高齢者が、やむを得ない事由により介護保険給付の利用が困難な場合に、生活の場の確保や回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービス等を提供する。						
対象者等	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった高齢者 [やむを得ない措置] 被虐待高齢者や認知症等で意思能力が乏しく代理する家族等がいない高齢者						
内容	<p>[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等で緊急保護が必要な高齢者を一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 要件：要介護認定の有無に関わらず家庭の事情により一時的に在宅での生活が困難な高齢者等</p> <p>[やむを得ない措置] 措置の一環として要介護認定と同様にケアプランを作成し、介護給付を提供する（サービス内容：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、グループホーム入所）。やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で措置を解除し契約に移行する。 要件：やむを得ない事由により介護サービスの利用等が著しく困難な方</p> <p>[在宅要介護者の受入体制整備事業]（コロナ禍の時限措置） 介護者不在の間、福祉施設や医療機関での受入れ、または、自宅に訪問介護職員等を派遣する。 要件：家族が新型コロナウイルスに感染したことにより必要な介護が受けられなくなった高齢者等。</p>						
経過	平成12～15年度は、実績なし。 平成16年度に、荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱を制定。 令和2年度11月から、荒川区在宅要介護者の受入体制整備事業を実施。（コロナ禍の時限措置）						
必要性	[緊急一時保護] 認知症に伴う徘徊高齢者の保護や虐待対応として役割を果たしており必要である。 [やむを得ない措置] 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 緊急一時保護件数（件）	1	0	1	1	2	
	② やむを得ない措置短期件数（件）	2	4	9	12	5	延べ件数
③ 在宅要介護者受入体制整備事業（件）	0	3	3	2		8年度までに事業終了見込み	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		2,010	738	1,188	10,368	19,032	20,318	18,996
決算額 (5年度は見込み)		1,659	325	224	4,319	10,102	10,894	18,996
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
緊急一時保護件数		8	2	2	1	0	1	1
緊急一時保護 (延べ日数)		106	8	17	2	0	2	2
やむを得ない措置件数		6	6	1	2	4	9	12
やむを得ない措置 (延べ日数)		207	79	20	7	61	346	456
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	在宅要介護者の受入体制整備事業等	9,920	委託料	在宅要介護者の受入体制整備事業等	9,982	委託料	在宅要介護者の受入体制整備事業等	18,726
扶助費	やむを得ない措置短期	182	扶助費	やむを得ない措置短期	912	扶助費	やむを得ない措置短期	270

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	5,339	4,969	▲ 370	地方税等	0	0	0
	物件費	9,920	9,982	62	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	9,918	9,956	38
	扶助費	182	912	730	分担金及び負担金	147	841	694
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	6	6
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	127	127	行政収入合計 (a)	10,065	10,803	738
	賞与・退職給与引当金繰入額	333	280	▲ 53	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 5,709	▲ 5,467	242
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	15,774	16,270	496	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 5,709	▲ 5,467	242
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 5,709	▲ 5,467	242

備考 物件費に計上されているのは高齢者緊急一時保護、在宅要介護者の受入体制整備事業(コロナの時限措置)の委託料であり、扶助費に計上されているのはやむを得ない措置の扶助費である。行政収入の内、その他は高齢者緊急一時保護の自己負担金による収入で、都支出金は、在宅要介護者の受入体制整備事業の補助金である。

問題点・課題 ○緊急一時保護の際の徘徊高齢者の特別養護老人ホームへの受け入れについて、施設と対応方法を調整する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	緊急一時保護の受け入れについては、施設との情報共有を図り、連携を強化する。	緊急一時保護の受入依頼時に、施設に詳細な情報を提供するとともに、事故やトラブルが発生しないよう施設との連携強化に努めた。	引き続き、緊急一時保護の受け入れについては、施設との情報共有を図り連携を強化する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	緊急一時保護 22区で実施 やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-25	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	土門	内線	2697			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-08-01	生活管理指導事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18（2006）年度	根拠	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。							
対象者等	疾病等により判断能力が著しく欠如しており、自ら介護保険サービスの利用ができない高齢単身者又は高齢者の世帯							
内容	<p>区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、以下のことを実施することで、介護保険サービスに結び付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 <p>[自己負担金の徴収方法] 単価257円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。 又は、必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。</p>							
経過	<p>平成18年度 区に対する要援護高齢者の生活支援の要請は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。</p> <p>平成26年度 地域を分けて2事業者を指名し契約した。</p> <p>平成27年度 契約方法を改め、一定規模のヘルパー数を有する事業者を公募し4事業者と契約した。</p> <p>平成28年度 公募で3事業者と契約した。</p> <p>平成29年度 区内2事業者に委託した。</p>							
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいないため介護サービスにつながっていない、ごみ屋敷清掃等）の要請は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 対象者の調査、決定は区が行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	実施件数（件）	2	1	0	1	5	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	生活支援の需要があるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		342	344	265	279	209	158	79
決算額（5年度は見込み）		321	256	30	13	14	0	79
実績の推移	事項名（5年度は見込み）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	実施件数	8	9	3	2	1	0	3
	環境改善・関係構築（派遣時間）	27	48	4	3	4	0	14
	緊急一時身体介護等（派遣時間）	83.5	36	6	1	0	0	11
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	生活管理指導	14	委託料	生活管理指導	0	委託料	生活管理指導	79

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	3,915	3,904	▲ 11	地方税等	0	0	0
	物件費	14	0	▲ 14	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	1	0	▲ 1
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1	0	▲ 1
	賞与・退職給与引当金繰入額	244	220	▲ 24	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,172	▲ 4,124	48
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,173	4,124	▲ 49	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,172	▲ 4,124	48
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,172	▲ 4,124	48

備考

物件費に計上されているのは生活管理指導の業務委託料である。行政収入の内、その他は生活管理指導利用料による自己負担金の収入である。

問題点・課題

○より質の高いサービスを提供するために受託事業者に対し、事業内容の必要性等について周知を図る必要がある。
○環境整備後の本人に対する指導が難しい。
○感染症対策についても検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	生活管理指導事業について、包括等にも再度周知する。	他のサービスや事業につなぐことができたことで利用対象がいなかったため、未実施であった。	引き続き、包括や事業者による事業内容について、詳しく説明することで、適切に履行できるよう連携していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-26	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	萩原	内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-10-01	緊急事務管理事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 19（ 2007 ）年度	根拠	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	判断能力が不十分のため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法（明治29年法律第89号）第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。						
対象者等	判断能力が不十分のため金銭管理等が困難となり、かつ、親族による支援が見込めない高齢者等						
内容	<p>【事務管理の開始】次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し実施する。</p> <p>(1) 財産の保管(2) 日常的な金銭管理(3) 親族・知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）(4) ケアマネジャー等への連絡調整(5) 入院・入所・通院等の対応(6) その他区長が必要と認めるもの</p> <p>(1) (2)については、社会福祉協議会に委託している。</p> <p>【事務管理の廃止】次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>(1) 親族・知人が事務管理を行うこととなったとき(2) 施設等に入所し、当該施設等が事務管理を行うこととなったとき(3) 成年後見人が付されたとき(4) 地域福祉権利擁護事業の契約が締結されたとき(5) 対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき(6) その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p> <p>[自己負担金] なし</p>						
経過	認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続等の対応をする事例が増えている。これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、平成19年度に荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱を制定し、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備した。						
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の支援については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 財産の保管・日常的な金銭管理及び財産の把握について、荒川区社会福祉協議会に委託（財産保管・日常的な金銭管理に関する業務委託契約）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 開始件数（件）	3	1	2	3	10	
	② 廃止件数（件）	3	1	0	3	10	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	後見制度を利用するまでの間、適切に高齢者の生活を支援するために必要であり、引き続き実施していく。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	2,663	2,663	2,674	3,389	1,690	1,673	1,705
決算額 (5年度は見込み)	2,662	2,662	2,674	3,358	1,690	1,673	1,705
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
開始件数(継続含む)	18	15	4	3	1	2	3
廃止件数	16	15	4	3	1	0	3

予算・決算の内訳							
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
委託料	財産管理業務委託	1,690	委託料	財産管理業務委託	1,673	委託料	財産管理業務委託

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,983	4,969	▲ 14	地方税等	0	0	0
	物件費	1,690	1,673	▲ 17	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	310	280	▲ 30	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,983	▲ 6,922	61
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,983	6,922	▲ 61	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,983	▲ 6,922	61
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,983	▲ 6,922	61	

備考 物件費に計上されているのは緊急事務管理の業務委託料である。令和3年度より、障害者福祉課も緊急事務管理事業の対象となったため、業務委託料を折半しており、予算が減額している。

問題点・課題 ○単身高齢者及び支援する身寄りのない高齢者が増加傾向にあり緊急事務管理の増加が見込まれる。
○成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、親族の協力を得られないことや職業後見人の報酬を支払えない低所得者の問題も懸念される。
○財産管理の長期化が懸念されるため、早期対応により本人申立てによる保佐人の申請や親族の協力体制をひきだせるような支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	相談シートを活用や区・包括・社協での打ち合わせを行うことで、情報共有を図るとともに予防的対応を強化する。	包括や社協と日頃から情報共有を図り、予防的対応に努めた。	引き続き、相談シートを活用や区・包括・社協での打ち合わせを行うことで、情報共有を図るとともに予防的対応を強化する。
②			
③			

他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
ただし、類似の事業として、台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で成年後見人選定までの暫定的な対応として実施 (成年後見センターの委託も含む)

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-27	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高齢者虐待対策事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	萩原	内線	2674			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-09-01	高齢者虐待対策事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律/介護保険法/老人福祉法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	養護者による高齢者虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。							
対象者等	被虐待者及び養護者等							
内容	<p>○地域包括支援センター、区民、ケアマネジャー、民生委員等から高齢者虐待の相談があった場合に、区が事実確認を行った後に、対応方針会議を主催し、弁護士による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立）を行う。 ※令和5年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名</p> <p>○緊急に医療が必要なケースの場合は、契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。※令和5年度医師会推薦病院 1床</p> <p>○区内3警察との連携を図るため平成26年度から警察連携会議を開催。情報提供の基準や対応方法等について確認するとともに、個別ケースの相談等を実施している。 平成27年度～令和元年度：各2回、令和2年度：1回 令和3年度：1回 令和4年度：2回</p>							
経過	平成18年4月 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められ、区として高齢者虐待対策事業を開始した。							
必要性	高齢者の権利擁護の一つとして、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 虐待等の通報や相談があった場合に、ケースワーカーが状況を確認し情報を整理したうえで、適切な対応を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	虐待の相談件数（件）	198	168	199	185	140	
	②	専門的相談・対応件数（件）	0	4	7	5	5	
③	医療保護件数（件）	8	6	4	5	5		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続	継続	高齢者の虐待防止のために、早期発見及び相談・支援の充実を適切に実施していく。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		6,358	5,743	5,880	5,881	6,841	5,808	5,578
決算額 (5年度は見込み)		5,375	5,080	4,557	4,325	5,534	5,284	5,578
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
虐待の相談・通報受理件数		98	149	146	198	168	199	185
専門的相談・対応件数		8	2	5	0	4	7	5
医療保護件数 (継続含む)		8	16	7	8	6	4	5
医療保護日数 (継続含む)		77	325	13	59	307	217	180

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	専門的相談・対応謝礼	68	報償費	専門的相談・対応謝礼	123	報償費	専門的相談・対応謝礼	385
需要費	緊急飲食費	1	需要費	緊急飲食費	2	需要費	緊急飲食費	7
役務費	保全処分申立用郵券	0	役務費	保全処分申立用郵券	0	役務費	保全処分申立用郵券	7
委託料	緊急医療保護	5,464	委託料	緊急医療保護	5,158	委託料	緊急医療保護	5,146
扶助費	送致・通院経費	0	扶助費	送致・通院経費	0	扶助費	送致・通院経費	26
公課費	保全処分申立用印紙	0	公課費	保全処分申立用印紙	0	公課費	保全処分申立用印紙	7

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	6,406	6,033	▲ 373	地方税等	0	0	0	
	物件費	5,465	5,161	▲ 304	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,484	2,464	▲ 20	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	69	123	54	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	1,085	682	▲ 403	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	3,569	3,146	▲ 423	
	賞与・退職給与引当金繰入額	399	340	▲ 59	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 8,770	▲ 8,511	259	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	12,339	11,657	▲ 682	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 8,770	▲ 8,511	259	
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 8,770	▲ 8,511	259	

備考 物件費に計上されているのは緊急医療保護業務の委託料である。補助費等に計上されているのは弁護士専門相談の報償費である。行政収入の内、その他は緊急医療保護の自己負担金による収入である。

問題点・課題 ○被虐待者及び養護者に関する課題（精神面での健康、経済的困窮等）が多岐に渡り、高齢者福祉課だけでは対応に限界があるため、健康推進課、生活福祉課、障害者福祉課などの庁内関係部署や弁護士、医師等の専門職との相互連携をこれまで以上に強化していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区内3警察署及び各関係機関との連携を図りつつ、必要に応じて弁護士相談を活用することで高齢者の権利擁護体制の強化を図る。	区内3警察署及び各関係機関との連携を図ることで、高齢者の権利擁護体制の強化を図ることができた。	引き続き、必要に応じて弁護士相談を活用することで高齢者の権利擁護体制の強化を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	港区、大田区、練馬区、杉並区、新宿区の各区で、緊急時の対応として施設等のベッドを確保している。

況 (要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-28		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	成年後見事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	後藤	
			担当者名	萩原		内線	2674	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-12-01	成年後見事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）			<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	精神障害者福祉に関する法律			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等、判断能力が不十分な高齢者について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。							
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者や、精神障がい、知的障がい高齢者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人							
内容	平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続等を行うものである。							
経過	平成14年度 「荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱」制定。 平成17年度～23年度 延べ38名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。 平成20年度 「荒川区高齢者に係る成年後見人等の報酬等費用助成要綱」制定。 平成22年度 区長申立件数が急増した。 平成24年度 介護保険事業特別会計から移行し一般会計分のみとする。 平成24年度～令和4年度 延べ191名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。							
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかにないため、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） ①対象者把握→②本人状況の把握及び親族申立ての意向確認→③親族意向なく区の申立ての必要性高い→④区が家庭裁判所に申立て→⑤手続費用は区が一旦負担後、家庭裁判所に求償の上申を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	申立件数（件）	10	23	23	25	20	家庭裁判所に対して申立てを行った件数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進		今後も身寄りのない認知症高齢者等は増加が見込まれるため、成年後見事業を推進する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		3,497	3,696	3,272	3,287	2,534	1,918	3,248
決算額(5年度は見込み)		1,558	2,382	986	1,575	602	773	3,248
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
申立件数		21	21	8	10	23	23	25
成年後見報酬助成件数		5	8	4	5	1	1	5
申立費用求償件数		21	21	9	10	23	23	25
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
役務費	郵券、鑑定料、診断料	278	役務費	郵券、鑑定料、診断料	453	役務費	郵券、鑑定料、診断料	1,144
扶助費	成年後見報酬助成	252	扶助費	成年後見報酬助成	247	扶助費	成年後見報酬助成	2,000
公課費	印紙料	71	公課費	印紙料	73	公課費	印紙料	104

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	6,762	6,743	▲19	地方税等	0	0	0
	物件費	279	453	174	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	669	1,075	406
	扶助費	252	247	▲5	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	71	73	2	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	343	462	119
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,012	1,537	525
	賞与・退職給与引当金繰入額	421	380	▲41	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲6,773	▲6,359	414
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,785	7,896	111	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲6,773	▲6,359	414
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲6,773	▲6,359	414

備考

扶助費に計上されているのは、成年後見人の報酬等の助成金である。行政収入の内、その他は成年後見区長申立費用の本人求償分による収入である。

問題点・課題

○早期発見が重要であるため、深刻な権利侵害に至る疑いのある段階で、周囲の区民や関係機関が地域包括支援センターへ相談する流れを定着させる必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域包括支援センターをはじめとする関係機関に対して啓発を行うことで、成年後見が必要な高齢者の早期発見に努める。	関係機関に対する啓発を行ったことから、成年後見が必要と思われる高齢者の情報提供に繋がった。	引き続き、地域包括支援センターをはじめとする関係機関に対して啓発を行うことで、成年後見が必要な高齢者の早期発見に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
一人暮らしの高齢者が増加するなか、成年後見制度利用も増加傾向にある。早急な対応ができるよう、社会福祉協議会との連携を強化している。	
況(要旨)	平成26年三定 本人及び親族申立てに関する、手続き費用及び後見報酬助成

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-29	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	入所調整事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	荻原	内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-06-03	入所調整事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 14（2002）年度	根拠	荒川区特別養護老人ホーム入所指針、老人福祉法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	05	高齢者の住まいの確保				
目的	区内特別養護老人ホーム及び都市型軽費老人ホームについて入所に関する基準の整備、施設との調整を行い、入所希望者が公平かつ適切に入所できることを目的とする。						
対象者等	[特別養護老人ホーム] 入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等 [都市型軽費老人ホーム] 身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者						
内容	[特別養護老人ホーム] ①毎年4回の入所調整を行う。（5月末、8月末、11月末、2月末までを各期の締切として設定）②申込書等に記載の内容を、入所基準に照らし、要介護度、介護者の状況、サービス利用状況等の各項目に配点する。③配点の高い順に施設毎の名簿を作成し、上位から3つのグループ（A, B, C）に分類する。待機グループを入所希望者またはその家族に通知する。また、作成した名簿を各施設に通知する。④施設は、名簿に基づき、入所調整会議等の会議体により、入所判定を行い、入所者を決定する。 [都市型軽費老人ホーム] ①入所希望者は、施設に直接入所申込書を提出する。②施設は、区の入所要件を満たすことを確認し、名簿登録を行う。③空室が出た場合、原則として名簿登録順に面接調査等を行い、施設が入所判定会議等（区職員も参加）により、区の同意を得た上で入所の可否を決定する。④重要事項、運営規定等の説明後、施設と入所希望者の間で書面による入所契約を締結する。						
経過	[特別養護老人ホーム] 平成14年8月 国が入所基準のガイドラインを提示。区として区内施設の入所待機者の順位化を実施。 平成23年6月 特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、入所指針を制定。（変更点…年1回の実態調査廃止、複数の施設申込受付開始、通知方法を待機順位から待機グループに変更） 平成27年4月 法改正により入所基準が原則として要介護3以上に変更。 平成28年4月 新規申込者や状況変更者の現況を反映するため入所調整を年2回から4回に変更。 [都市型軽費老人ホーム] 平成22年度 厚生労働省省令改正。荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 平成23年度 「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」作成 平成24年度 「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」の入所要件を一部改訂 平成26年度 福祉推進課より高齢者福祉課に入所調整のみ事務移管						
必要性	公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 特養に入所した人数（人）	161	161	182	180		
	② 特養入所待機者数（実人数）（人）	469	379	416	400		
③ 都市型軽費老人ホーム定員数（人）/施設数（箇所）	99/6	99/6	99/6	99/6	99/6	31年7月新規開設	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	特別養護老人ホーム等の入所について、公平な基準に従いつつ、困難な方には柔軟な対応ができるよう、調整する事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	784	783	803	691	781	513	802
決算額 (5年度は見込み)	522	317	491	273	651	116	802
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
特養に入所した人数	153	151	158	161	161	182	180
特養入所待機者数	538	549	456	469	379	416	400
都市型軽費老人ホーム施設数	5	5	6	6	6	6	6
都市型軽費老人ホーム定員	79	79	99	99	99	99	99

予算・決算の内訳							
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
報酬・旅費	繁忙期事務補助	542	報酬・旅費	繁忙期事務補助	0	報酬・旅費	繁忙期事務補助
役務費	郵券	109	需用費	通知用封筒	50	需用費	通知用封筒
			役務費	郵便料金	67	役務費	郵便料金

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	898	355	▲ 543	地方税等	0	0
	物件費	109	116	7	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	23	20	▲ 3	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,030	▲ 491
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0
	行政費用合計 (b)	1,030	491	▲ 539	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,030	▲ 491
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	1
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	1	1	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,030	▲ 490

備考 物件費は郵便料金、給与関係費は繁忙期の日額会計年度任用職員の給与及び旅費。

問題点・課題 [特別養護老人ホーム]
 ○介護環境や養護者の状況など、介護の困難度が高い入所希望者が、より早く入所できるよう入所調整の回数を変更し、入所調整基準を検討する必要がある。
 ○施設の更なる質の向上を図るため、施設間にて困難ケースの対応事例等の情報を共有する等、相談員連絡会を継続する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新しい入所基準に基づき適正な入所調整を行う。	新しい入所基準に基づき適正な入所調整を行った。	公平な基準により入所を進めるため、今後も必要に応じて、加点の基準を見直していく。
②	引き続き、相談員連絡会を開催することで、各施設との情報の共有を図る。	相談員連絡会で各施設との情報共有を行った。	今後も相談員連絡会を開催することで、各施設との情報の共有を図る。
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
 [都市型軽費老人ホーム] 令和5年6月1日現在で施設が開設している区 (16区)
 新宿、墨田、江東、大田、世田谷、渋谷、中野、北、練馬、足立、江戸川、千代田、目黒、杉並、豊島、板橋

議会質問状況

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-30		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	機能強化型地域包括支援センター事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
			担当者名	西塔、山本	内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-18-01	機能強化型地域包括支援センター事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 27（ 2015 ）年度	根拠	地域包括支援センター機能強化支援事業実施要綱、介護保険法、老人福祉法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進					
目的	地域包括ケアの実現に向けて、区内8か所の委託型地域包括支援センターの総合調整及び後方支援を行うとともに、人材育成等を推進する。							
対象者等	委託型地域包括支援センター、原則として65歳以上の者及びその家族等							
内容	(1) 担当圏域内のセンターの統括・総合調整…事業計画書、事業報告書、評価表に基づくヒアリングの実施、区と全委託型センターによる定例会開催、センター職員と協働による各種マニュアルの整備等 (2) 後方支援・直接支援…委託型センターからの困難ケースの相談に対し、助言・訪問同行等の支援や庁内関係部署・病院等の関係機関との調整、老人福祉法に基づく成年後見制度区長申立や措置等を実施。また、東京三弁護士会と協定を締結し、センター職員対象の法律相談を開催。 (3) 地域包括支援ネットワークの構築支援…在宅療養を支える医療や介護等の多職種による各種会議、区内警察署と区、委託型センターによる連携会議の開催等 (4) 地域ケア会議の開催支援…委託型センター主催の地域ケア会議（圏域会議）にアドバイザー等を派遣。また、地域ケア会議（中央会議）を開催し地域課題に対する解決策等を検討等 (5) 人材育成支援…委託型センター職員を対象とした研修を実施。センターごとの連絡会を開催、区が行う処遇検討会にセンター職員も出席し、個別支援を協働で実施等							
経過	平成27年4月	機能強化型地域包括支援センターを高齢者福祉課に設置						
	平成28年4月	機能強化型地域包括支援センターに地域包括支援専門員を配置						
	平成29年度	委託型地域包括支援センター職員対象の外部講師による研修実施						
必要性	区内に8か所設置している委託型の地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核機関として十分な役割を果たせるよう、設置主体として、適正な運営を確保し、機能強化を図り後方支援を行うために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	後方支援（同行訪問、関係課調整等）	365	612	942	942		延べ回数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進	区内8か所の地域包括支援センターが抱える様々な困難及び虐待ケースに対し適切に対応するため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	—	3,829	4,057	4,853	3,933	3,978	4,213
決算額 (5年度は見込み)	—	1,888	3,609	3,880	3,553	3,837	4,213
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
後方支援 (同行訪問、関係課調整等)	1134	2107	864	365	612	942	942
直接介入 (成年後見区長申立、措置)	81	73	41	30	53	62	62
センター職員向け研修	4	4	4	1	2	4	4

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	2,200	報酬	会計年度任用職員報酬	2,383	報酬	会計年度任用職員報酬	2,523
職員手当等	期末手当	438	職員手当等	期末手当	470	職員手当等	期末手当	504
共済費	会計年度任用職員社会保険料	404	共済費	会計年度任用職員社会保険料	434	共済費	会計年度任用職員社会保険料	441
報償費	弁護士報酬、講師謝礼	435	報償費	弁護士報酬、講師謝礼	460	報償費	弁護士報酬、講師謝礼	603
旅費	会計年度任用職員旅費・通勤費	65	旅費	会計年度任用職員旅費・通勤費	79	旅費	会計年度任用職員旅費・通勤費	141
需用費	講師用お茶	1	需用費	講師用お茶	1	需用費	講師用お茶	1
委託料	健康診断	11	委託料	健康診断	11			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,530	8,608	5,078	地方税等	0	0	0
	物件費	77	91	14	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,071	1,966	▲ 105
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	435	460	25	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	2,969	2,969	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,071	1,966	▲ 105
	賞与・退職給与引当金繰入額	38	307	269	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,978	▲ 10,469	▲ 5,491
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,049	12,435	5,386	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,978	▲ 10,469	▲ 5,491
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,978	▲ 10,469	▲ 5,491	

備考 補助費等は、地域包括支援センターにおける権利擁護事業の弁護士への報償費である。

問題点・課題 ○区の後方支援が必要な困難ケースについて、親族関係や精神疾患、アルコール依存など、様々な課題を抱える複雑なケースが増加しており、センター職員及び区のケースワーカーのスキルアップを図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	包括職員のスキルアップのため、各包括と研修内容を協議した上で、継続的に研修を実施する。	感染症対策を講じた上で対面で研修を実施するとともに、参加できなかった職員向けに当日の講義動画をYouTubeで配信した。	職員に求められる知識や技能の修得のため、各包括と研修内容を協議した上で、継続的に研修を実施する。
②	引き続き、社会福祉士部会等を活用し、各センターとの情報共有を密にし、更なる業務の質の向上を図っていく。	社会福祉士部会等を活用し、困難ケースの事例検討を行うことで、各センターのスキルを共有し、業務の質の向上を図った。	社会福祉士部会等での事例検討やスーパーバイズを活用し、各センター職員のスキルや業務の質の向上を図る。
③	各センター職員に対して、常に的確な指導ができるよう、ケース検討会議等の場を活用し、ケースワーカーのスキルアップを図る。	ケース検討会等を活用し処遇検討を行うことで、ケースワーカーのスキルアップが図れ、各センター職員へ適切な助言や指導を実施した。	ケース検討会等での処遇検討やスーパーバイズを活用し、適切な助言・指導が行えるよう、ケースワーカーのスキル向上を図る。

他区の実況	(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-31	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	地域リハビリテーション活動支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	直井	内線	2666			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	地域リハビリテーション活動支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 57（ 1982 ）年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、リハビリ指導や福祉用具の選定、生活動作や行為の改善、住宅改修等についての助言を行い、生活環境等の整備と家族等の介護力の育成、虚弱高齢者の介護予防と健康の保持・増進を図る。また、地域ケア会議（圏域会議）に参加し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う。							
対象者等	区内在住の65歳以上の者及びその家族、介護関係者を対象に実施。ただし、難病などに罹患している場合は65歳未満も対象とする。							
内容	<p>自立支援を必要とする患者及びその家族、地域包括支援センターやケアマネジャー等から相談を受けて、理学療法士や作業療法士が、家庭訪問により、リハビリ指導、福祉用具や生活環境改善について個別に助言を行う。</p> <p>理学療法士や作業療法士が、地域ケア会議（圏域会議）に参加し、基本動作能力、応用動作能力、社会適応能力の回復・改善や維持・悪化防止の観点から支援内容等に対する助言を行う。</p>							
経過	<p>平成12年度 保健所から高齢者保健福祉課へ事務移管。</p> <p>平成21年度 各圏域ごとに地域ニーズに合わせ、月4回から月5回に増加。</p> <p>平成30年度 生活動作の支障が課題となるケースが増加し、地域ケア会議の課題としても、作業療法士の訪問指導の必要性があげられたため、作業療法士による同様の訪問指導等を月1回、年12回増設した。</p> <p>平成30年度11月 区内医療機関等へ依頼し、地域ケア会議推進事業費において理学療法士・作業療法士の地域ケア会議（圏域会議）へ2か月毎に派遣を開始（19名）</p> <p>令和元年度 理学療法士・作業療法士の地域ケア会議（圏域会議）派遣に係る予算を計上。</p> <p>令和2年度 作業療法士の訪問指導を月1回から月2回に増加。</p>							
必要性	・在宅生活における運動機能低下を防ぐには、介護予防等を踏まえた専門的な評価や指導・助言が必要であり、地域包括支援センターやケアマネジャー等からの要望も多い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	訪問指導により行動又は意識が改善した割合（%）	99.0	95.5	96.3	97.0	97.0	理学療法士・作業療法士訪問指導後の利用者状況
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	自立支援のためには必要な事業であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,000	1,231	1,349	1,570	1,588	1,593	1,603
決算額 (5年度は見込み)		996	1,230	1,273	1,227	1,387	1,242	1,603
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
訪問指導実施日数		60	74	69	67	72	63	84
訪問指導延べ人数		111	140	127	104	113	97	168
地域ケア会議 (圏域会議) 派遣者数				40	30	48	48	

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	理学療法士等雇上げ	1,196	報償費	理学療法士等雇上げ	1,047	報償費	理学療法士等雇上げ	1,396
報償費	圏域会議助言者報酬	159	報償費	圏域会議助言者報酬	159	報償費	圏域会議助言者報酬	161
需用費	訪問指導消耗品費・食糧費	31	需用費	訪問指導消耗品費・食糧費	35	需用費	訪問指導消耗品費・食糧費	46

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,776	2,768	▲ 8	地方税等	0	0	0
	物件費	31	35	4	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,356	1,206	▲ 150	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	173	156	▲ 17	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,336	▲ 4,165	171
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	4,336	4,165	▲ 171	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,336	▲ 4,165	171
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,336	▲ 4,165	171	

備考 補助費等の内訳は理学療法士等雇上げ1,047千円、圏域会議助言者報酬159千円である。物件費の内訳は、全額が訪問指導消耗品・食糧費35千円である。

問題点・課題 ○理学療法士と作業療法士の訪問指導について、感染予防策を講じた上で実施し、利用者にとって効果的な指導となるよう、適正な実施時期や回数について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	訪問指導後の効果の確認について、行動や意識の更なる改善に向けて、利用者への指導・助言が的確に行えるようにしていく。	訪問指導後の状況を訪問担当者に確認してもらうことで、訪問時の的確な指導・助言に活かすことができるようにした。	引き続き、利用者への的確な指導・助言を行うことで、行動や意識の更なる改善を目指していく。
②			
③			

他区の実況 (要旨)	(実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区)
	議会議決要旨

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-32	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	介護予防普及啓発事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	元田	内線	2679			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	介護予防普及啓発事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17（ 2005 ）年度	根拠	介護保険法、健康増進法、地域保健法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	加齢に伴う心身の機能低下により、生活が不活発になり介護が必要な状態となることを改善・予防する知識と具体的な活動を推進し、区民の健康寿命の延伸を目指す。普及啓発により、介護予防に関する意識の向上を図るとともに活動に結びつけ、個々の健康状態の向上につなげる。							
対象者等	一般高齢者							
内容	<p>【口腔保健講演会・低栄養予防講演会・認知症講演会】 口腔保健は年2回（2日制・1日制 各1回）、低栄養予防は年1回、認知症は年2回開催。</p> <p>【疾病別栄養講座・出張型教室】 疾病別栄養講座は、年1回実施（管理栄養士、保健師等による実施）。 出張型教室は、地域団体等の依頼に基づき出張形式で実施（歯科衛生士、管理栄養士による実施）。</p> <p>【荒川老人福祉センターの介護予防事業】 区民の健康づくり及び介護予防活動を推進するため、荒川老人福祉センターにおいて介護予防事業（介護予防プログラムの実施や各種計測及び相談受付を行う健康アップステーションの開設等）を実施。</p>							
経過	<p>平成23年度 転倒予防・低栄養予防・口腔保健・尿失禁予防・認知症予防・要介護の原因別の教室を実施。</p> <p>平成25年度 総合的な介護予防講座として「65歳からの健康づくり講座」を開始。</p> <p>平成28年度 「65歳からの健康づくり講座」、「尿失禁予防講演会」を健康推進課へ事務移管。</p> <p>平成28年10月 荒川老人福祉センターの介護予防事業を開始。</p> <p>平成30年度 事務事業分析シートの整理により、「口腔保健教室」、「低栄養予防教室」を「介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）」に移行。</p> <p>令和4年度 認知症について、「予防」のみならず「共生」をテーマに加え、「認知症予防講演会」から「認知症講演会」に名称を変更。</p>							
必要性	健康寿命の延伸のためには、健康づくりや介護予防の取組が必要である。そのためには、動機づけを目的とした普及啓発、体験、実践の場づくりが不可欠であり、様々な切り口で実施する必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 荒川老人福祉センターの介護予防事業は指定管理により実施、その他の事業は直営で実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	講演会参加者数	147	270	440	680	700	
	②	教室参加者数	261	228	577	2,220	3,900	
③	健康アップステーション利用者数	1,334	1,491	1,984	2,015	3,800		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	高齢者が介護予防に積極的に取り組み、できるだけ長く健康を維持するよう、引き続き推進していく。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		21,531	10,749	11,029	10,500	8,865	9,051	9,127
決算額(5年度は見込み)		19,223	10,029	9,327	6,142	7,146	8,333	9,127
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
講演会開催回数		5	5	5	3	5	5	5
講演会参加者数		376	514	490	147	270	440	680
教室開催回数		92	73	55	18	17	33	63
教室参加者数		3,626	3,107	2,133	261	228	577	2,220
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	講演会・教室謝礼	216	報償費	講演会・教室謝礼	502	報償費	講演会・教室謝礼	712
需用費	食糧費・消耗品費	174	需用費	食糧費・消耗品費	222	需用費	食糧費・消耗品費	438
委託料	介護予防事業委託料	6,680	委託料	介護予防事業委託料	7,488	委託料	介護予防事業委託料	7,615
使用料賃借料	会場使用料	75	使用料賃借料	会場使用料	121	使用料賃借料	会場使用料	362

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,627	4,614	▲13	地方税等	0	0	0
	物件費	6,929	7,831	902	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	216	502	286	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	288	260	▲28	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲12,060	▲13,207	▲1,147
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	12,060	13,207	1,147	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲12,060	▲13,207	▲1,147
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲12,060	▲13,207	▲1,147	

備考

コロナ禍の影響で減少していた荒川老人福祉センターの介護予防事業の実施回数の回復により、委託料が増加したため、物件費が増加した。

問題点・課題

【栄養】独居や高齢者世帯の増加に伴い、フレイル、中でも低栄養等の課題を抱えた高齢者の増加が推測される。早期に食生活の改善の必要性を認識できることが重要で、実践しやすい方法で伝える必要がある。
【口腔】参加者数増加のためタイトルや周知方法の更なる工夫が必要である。
【栄養・口腔】区主催の会場に来られない方に対しても介護予防の情報を伝える工夫が必要である。
身体状況別に具体的な改善方法を伝えることで、より効果を高める。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	感染症対策に留意した事業の進め方を検討する。	国や保健所等の感染症対策を参考にチラシを作成し、参加者や関係機関に周知する等、安全・安心に配慮の上、予定した事業を実施した。	国や保健所等の方針を確認しつつ、引き続き、感染症対策に留意して、安全・安心に配慮しながら事業を実施する。
②	新規の参加者を増やす取組として、区報やチラシ等の従前の周知方法に加え、新たに荒川区LINEを用いた周知を行う。	荒川区LINEやメールマガジンでの周知の他に、電子申請も取り入れた結果、新規の参加者が増え、全体の参加者増につながった。	引き続き、区報・チラシ・LINE等での周知と電子申請でも受け付けて参加者を募集し、新規も含めて、参加者の増加に取り組む。
③	引き続き、老人福祉センターの男性向け介護予防プログラムにおいて、男性に関心が高い内容を盛り込むよう工夫する。	男性向けの介護予防プログラムで、参加者同士の交流を深めるきっかけとなるメニューを組み入れ、参加者数を増やすことができた。	区主催の会場に来られない方にも介護予防の情報を伝えられるよう、インターネットや出張形式による情報発信を積極的に行う。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会(要旨)質問状

平成22年度決算特別委員会
平成29年度2月会議
高齢者の口腔ケア対策の整備
誤嚥性肺炎の予防対策の拡充

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-33		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問型サービス)		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
			担当者名	平井	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(5年度)	01-01-01	訪問型サービス事業費						
	01-01-02	訪問介護費						
	01-06-02	訪問指導事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27 (2015) 年度	根拠	介護保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者等の能力を最大限生かし、自立の促進や要介護状態となること及び重症化の予防を図ることを目的とする。							
対象者等	介護予防・生活支援サービス事業対象者（「基本チェックリスト」により該当となった者） 又は要支援の認定を受けた者							
内容	<p>1 第1号訪問事業訪問介護（ホームヘルプ） 訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・入浴などの身体介護や、掃除・買い物などの生活援助を行う。利用回数は、利用者ごとのケアプランに基づき週1回又は2回程度。</p> <p>2 おうちでリハビリ 理学療法士・作業療法士が自宅を訪問して生活機能改善に向けたアセスメントを行う。利用者は作成したプランに基づきホームヘルパーと共に生活機能改善に取り組む。利用期間は週1回又は2回利用で、90日間。</p> <p>3 おうちで栄養診断 管理栄養士が利用者の自宅を訪問して栄養改善を行う。利用期間は全3回（延長2回まで）。</p>							
経過	<p>1 第1号訪問事業訪問介護 平成27年度 予防給付から総合事業として市区町村の実施に移行。平成29年度末で「みなし指定」終了。 平成30年度 区の指定基準に基づく指定を受けた事業所による事業開始。</p> <p>2 おうちでリハビリ 平成26年度（27年2月）訪問型の短期集中予防サービスとして事業開始。平成27年度総合事業へ移行。</p> <p>3 おうちで栄養診断 平成28年度（11月）訪問型の短期集中予防サービスとして試行実施。平成29年度（7月） 本格実施。</p> <p>4 訪問看護指導事業 昭和56年 健康部（保健所）で難病等の療養整備のため開始。平成10年度高齢者福祉課に事務移管。 平成29年度末で廃止。</p>							
必要性	高齢者がそれぞれの状態や状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、多様なサービスの充実が必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 第1号訪問事業訪問介護：指定事業者制度 おうちでリハビリ、おうちで栄養診断：委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	おうちでリハビリ改善率 (%)	90.9	95.7	82.5	96.0	96.0	事業開始時と終了時の状況比較。向上と維持の割合。
	②	おうちで栄養診断改善率 (%)	88.9	100.0	100.0	95.0	95.0	事業開始時と終了時の状況比較。向上と維持の割合。
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進		対象者が要介護にならないよう介護予防を推進していく。				

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	122,600	120,876	114,235	110,810	100,589	92,651	91,056	
決算額 (5年度は見込み)	101,151	96,652	88,265	82,960	76,453	73,978	91,056	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	第1号訪問事業訪問介護の利用者延人数	5,230	4,817	4,233	3,817	3,550	3,455	4,200
	おうちでリハビリ利用者実人数	29	48	67	58	47	36	57
	おうちで栄養診断利用者実人数	20	18	21	11	8	3	20

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	3,694	報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	3,437	報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	3,300
報償費	講師謝礼・アセスメント料	1,201	報償費	講師謝礼・アセスメント料	707	報償費	講師謝礼・アセスメント料	1,560
旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	2	旅費	特別旅費	128
需用費	消耗品費	12	需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	48
委託料	訪問事業委託料	3,186	委託料	訪問事業委託料	2,161	委託料	訪問事業委託料	4,246
負担金補助等	訪問介護費	68,360	負担金補助等	訪問介護費	67,664	負担金補助等	訪問介護費	81,774

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	9,315	10,533	1,218	地方税等	0	0	0	
	物件費	3,198	2,170	▲ 1,028	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,543	1,429	▲ 114	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	69,560	68,370	▲ 1,190	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,543	1,429	▲ 114	
	賞与・退職給与引当金繰入額	358	405	47	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 80,888	▲ 80,049	839	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	82,431	81,478	▲ 953	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 80,888	▲ 80,049	839	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 80,888	▲ 80,049	839		

備考 補助費等の多くを占めるものは第1号訪問介護費であり、2年度と比較して利用実績減により事業費等が減少している。また、おうちでリハビリ及びおうちで栄養診断の利用実績減に伴う委託料減により物件費が減少している。

問題点・課題 ○訪問型サービスの利用状況が減少傾向にある。
○「おうちでリハビリ」及び「おうちで栄養診断」の利用者が減少しているため、地域包括支援センター及びケアマネジャーに向けて事業内容等を積極的に周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域課題やニーズに合わせた訪問型サービスとなるよう、検討していく。	地域包括支援センターの看護師や保健師に向けて、ニーズのヒアリングを行い、より利用しやすい事業のあり方について検討した。	引き続き、地域課題やニーズに合わせた訪問型サービスとなるよう、検討していく。
②	おうちでリハビリについて、より多くの訪問介護事業所が事業に参入できるように検討する。	おうちでリハビリについて、事業所の提出書類や受託条件である研修会の見直しを行い、負担軽減を図った。	地域包括支援センター及びケアマネジャーに対して、訪問型サービスの事業内容を積極的に周知する。
③	おうちで栄養診断について、利用者を増やすため、ケアマネジャーに向けたチラシの配布等、事業周知を積極的に行う。	おうちで栄養診断について、ケアマネジャーに向けた利用方法を記載したチラシを配布し、事業の知名度向上を図った。	運動と栄養改善を連動させた複合的な介護予防を推進するため、訪問型サービスの併用を促進する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨 平成27年度6月会議 要支援に向けた事業がボランティアに委ねる総合事業で機能する保証はあるか
平成27年度9月会議 国基準を引き続き実施し、安上がりな事業への誘導策を行わないこと

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-34		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型サービス)		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
			担当者名	直井	内線	2666		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	通所型サービス事業費						
	01-02-02	通所介護費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 27	(2015)	年度	根拠	介護保険法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	()	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者等の能力を最大限生かし、自立の促進や要介護状態となること及び重症化の予防を図ることを目的とする。							
対象者等	介護予防・生活支援サービス事業対象者（「基本チェックリスト」により該当となった者） 又は要支援の認定を受けた者 【口腔保健教室・低栄養予防教室】介護予防・生活支援サービス事業対象者及び一般高齢者							
内容	<p>1 第1号通所事業通所介護（デイサービス）：食事や入浴などの日常生活支援、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等の提供。利用回数は、利用者ごとのケアプランに基づき週1回又は2回程度。国基準相当で実施。</p> <p>2 食・動クラブ つる／かめ：食事の提供のほか、運動を中心に口腔・栄養改善等のプログラムをそれぞれ異なる利用期間で、在宅高齢者通所サービスセンター等を会場（つる4会場、かめ8会場）にして週1回実施。</p> <p>3 まるごと元気アップ教室：運動を中心に口腔・栄養改善等のプログラムを実施。利用開始時・終了時に体力測定・アセスメントを行い、1か月ごとにモニタリングを行う。ふれあい館7か所で実施。利用期間4か月、週1回実施。</p> <p>4 口腔保健教室・低栄養予防教室：歯科衛生士・管理栄養士が各地区において出張形式で口腔や栄養に関する講座を実施。</p>							
経過	<p>1 第1号通所事業通所介護 平成27年度 介護保険法改正により予防給付から総合事業として市区町村の実施に移行</p> <p>2 食・動クラブ つる／かめ 平成18年度 区内通所介護サービスセンターでおげんきランチを実施 平成24年度 会場を増やし、運動機能向上を主眼に置き利用期間を定め、評価会議を実施 平成27年度 安全な運営のため全会場に看護師を配置 令和元年度 おげんきランチを短期集中型と緩和型に再編し、食・動クラブ つる／かめを実施</p> <p>3 まるごと元気アップ教室 平成24年度 介護予防強化推進事業のモデル事業として開始 令和2年度 会場を2か所増設し、7会場で実施</p> <p>4 口腔保健教室・低栄養予防教室 平成30年度 事務事業分析シートの整理により、“介護予防普及啓発事業費”から移行</p>							
必要性	高齢者がそれぞれの状態や状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、多様なサービスの充実が必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 第1号通所事業通所介護：指定事業者制度 食・動クラブ、まるごと元気アップ教室：委託 口腔保健教室・低栄養予防教室：直営							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	食・動クラブ つる改善率 (%)	79.1	75.5	84.6	85.0	85.0	事業開始時と終了時の状況比較。向上と維持の割合
	②	まるごと元気アップ教室改善率 (%)	82.3	83.4	90.4	85.0	85.0	事業開始時と終了時の状況比較。向上と維持の割合
③	口腔保健・低栄養予防教室参加者数	137	226	227	298	300		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進		対象者が要介護にならないよう介護予防を推進していく。				

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	338,581	384,923	364,484	344,186	337,415	327,661	323,058
決算額 (5年度は見込み)	334,978	319,508	291,959	258,348	271,718	286,814	323,058
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
食・動クラブつる／かめ参加者実人数	173	140	171	178	158	164	218
まるごと元気アップ教室参加者実人数	119	137	143	148	159	160	160
第1号通所事業通所介護の利用者実人数	10,419	10,125	9,226	7,802	7,920	8,494	9,372
口腔保健・低栄養予防教室参加者数		284	280	137	226	227	298

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	9,888	報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	10,177	報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	10,328
報償費	講師謝礼	356	報償費	講師謝礼	330	報償費	講師謝礼	475
旅費	旅費	326	旅費	旅費	331	旅費	旅費	358
需用費	消耗品費・食糧費	191	需用費	消耗品費・食糧費	199	需用費	消耗品費・食糧費	450
役務費	保険料	245	役務費	保険料	245	役務費	保険料	268
委託料	通所事業委託料	37,553	委託料	通所事業委託料	39,444	委託料	通所事業委託料	47,096
負担金補助等	通所介護費・補助金	223,158	負担金補助等	通所介護費・補助金	236,088	負担金補助等	通所介護費・補助金	264,071

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	19,399	19,739	340	地方税等	0	0	0	
	物件費	38,070	39,974	1,904	国庫支出金	142,405	138,770	▲ 3,635	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	53,819	55,794	1,975	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	223,773	236,676	12,903	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	170,094	176,344	6,250	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	366,318	370,908	4,590	
	賞与・退職給与引当金繰入額	615	561	▲ 54	行政収支差額(a)-(b)=(c)	84,461	73,958	▲ 10,503	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	281,857	296,950	15,093	通常収支差額(c)+(d)=(e)	84,461	73,958	▲ 10,503	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	84,461	73,958	▲ 10,503		

備考 補助費等の増加は、第1号通所事業通所介護の利用実績増に伴う委託料の増加によるものである。行政収入のその他の内訳は、地域支援事業支援交付金120,514千円、地域支援事業繰入金55,794千円、雇用保険料36千円である。

問題点・課題 ○運動器機能の維持・向上とともに、口腔・栄養面においても利用効果のある事業としての啓発と運営が必要である。
○通所型サービスの運営状況や利用状況を確認し、地域課題やニーズに合った事業にしていく必要がある。

問題点・課題の改善策		
令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 感染症の拡大状況に応じ、できるだけ対面の教室を開催していく。	感染症対策を徹底し、対面の教室を開催した。台風による中止もあったが、昨年度に比べて参加者実人数は増加した。	閉じこもり予防を兼ねて、口腔保健・低栄養予防教室を対面で開催し、フレイル予防を積極的に行う。
② 引き続き、通所型サービスの運営状況を確認し、地域課題やニーズにあった事業のあり方を検討していく。	通所型サービスの運営状況を確認すると共に、現状の分析と今後の方向性について検討した。	引き続き、効果的かつ効率的なサービス提供の視点で通所型サービスのあり方を検討していく。
③		

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議決(要旨) 平成27年度6月会議 要支援に向けた事業がボランティアに委ねる総合事業で機能する保証はあるか
平成27年度9月会議 国基準を引き続き実施し、安上がりな事業への誘導策を行わないこと

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-35	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防ケアマネジメント)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	平井	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	審査支払手数料					
	01-01-01	介護予防・日常生活支援総合事業（ケアマネジメント関連）					
	01-03-01	高額第1号事業等支給費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 27（ 2015 ）年度	根拠	介護保険法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02	介護予防の推進				
目的	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況やその置かれている環境等に応じて、介護予防・日常生活支援のサービスが効果的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。						
対象者等	介護予防・生活支援サービス事業対象者（「基本チェックリスト」により該当となった者）又は要支援の認定を受けた者（予防給付によるサービスを利用する者を除く）						
内容	<p>1 介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、本人の状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成する。</p> <p>2 高額第1号事業支給費給付事業・高額医療合算第1号事業支給費給付事業 介護サービス（総合事業を含む）の利用者負担額の月合計が一定の額を超えた場合に、その超えた額を高額第1号事業支給費として給付する。 介護サービス（総合事業を含む）と医療サービスの利用者負担額の年間合計が一定の額を超えた場合に、その超えた額を高額医療合算第1号事業支給費として給付する。</p> <p>3 審査支払手数料 介護サービス事業所への介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託し、審査支払事務に係る手数料を支払う。</p>						
経過	<p>平成27年度 介護保険法改正により介護予防・日常生活支援総合事業として実施</p> <p>平成28年度 高額第1号事業支給費の給付開始</p> <p>平成29年度 高額医療合算第1号事業支給費の給付開始</p> <p>平成30年度 高額第1号事業支給費の年間自己負担額上限による給付開始</p> <p>※平成29年8月利用分から利用者負担額の上限額が変更となったことに伴い、平成29年8月～令和2年7月利用分について、前年の8月～本年の7月の1年間の利用者負担額の合計が一定の額を超えた場合に、その超えた額を高額第1号事業支給費として給付するもの。（3年間の時限措置）</p> <p>令和元年度 令和元年10月1日の消費税増税に伴う、介護予防ケアマネジメント費の増額</p> <p>令和3年度 高額第1号事業支給費の利用者負担額の上限額の変更（令和3年8月利用分から）</p> <p>令和4年度 マイナポータル等で登録した公金受取口座の利用受付開始</p>						
必要性	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、サービスが効果的・効率的に提供されるための専門的な支援が必要である。						
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>介護予防ケアマネジメント及び審査支払事務は委託により実施。高額第1号事業支給費給付事業・高額医療合算第1号事業支給費給付事業は直営により実施。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 介護予防ケアマネジメント件数	7,559	7,924	7,999	8,280	10,000	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
推進	推進	高齢者が自分らしい生活を継続できるよう介護予防を推進していく。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		55,636	60,560	56,510	51,161	48,601	44,693	44,577
決算額 (5年度は見込み)		50,972	48,156	43,663	39,702	42,452	43,566	44,577
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
介護予防ケアマネジメント件数		9,813	9,194	8,218	7,559	7,924	7,999	8,280
高額第1号事業支給費給付件数		236	107	163	125	154	155	132
高額医療合算第1号事業支給費給付件数		28	51	61	43	43	43	49

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	通知封筒印刷【隔年】	0	需用費	通知封筒印刷【隔年】	0	需用費	通知封筒印刷【隔年】	0
委託料	ケアマネジメント委託料	40,752	委託料	ケアマネジメント委託料	41,774	委託料	ケアマネジメント委託料	42,585
委託料	審査手数料	700	委託料	審査手数料	731	委託料	審査手数料	830
負担金補助等	高額第1号事業支給費	311	負担金補助等	高額第1号事業支給費	426	負担金補助等	高額第1号事業支給費	376
負担金補助等	高額医療合算第1号事業支給費	689	負担金補助等	高額医療合算第1号事業支給費	635	負担金補助等	高額医療合算第1号事業支給費	786

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,424	1,349	▲ 75	地方税等	0	0	0	
	物件費	41,452	42,505	1,053	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	1,000	1,061	61	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	89	76	▲ 13	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 43,965	▲ 44,991	▲ 1,026	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	43,965	44,991	1,026	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 43,965	▲ 44,991	▲ 1,026	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 43,965	▲ 44,991	▲ 1,026	

備考 物件費の内訳は、ケアマネジメント委託料が41,774千円、審査手数料が731千円である。補助費等の内訳は、高額第1号事業支給費が426千円、高額医療合算第1号事業支給費が635千円である。物件費の増加は4年度におけるケアマネジメント件数増加に伴う委託料の増加が影響している。

問題点・課題 ○介護予防ケアマネジメント件数が減少、横ばい傾向にある中で、介護度に応じた必要なサービスを受けられるよう、適切にケアマネジメントを実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、「自立の考え方」の説明をするとともに、必要に応じてケアマネジャーへの助言・相談を行う。	総合事業の事業者向けの研修会において「自立の考え方」を説明した。また、ケアプランについて電話等で助言・指導を行った。	引き続き、事業者等に対し「自立の考え方」を啓発するとともに、必要に応じてケアマネジャーへの助言・相談を行う。
②	介護予防ケアマネジメントに関する事務負担が大きいという事業者等の意見に基づき、帳票類の見直しに着手する。	今後の帳票類の見直しの方向性について関係団体と意見交換を行った。	介護予防ケアマネジメントの帳票類の見直しについて引き続き検討する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)問状	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-36	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	認知症予防通所等サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	林	内線	2679			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-02	介護予防普及啓発事業費（認知症予防関連）						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24（ 2012 ）年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	高齢者に対し、認知機能の向上に効果的な運動やゲーム、創作活動等の提供を通して、社会参加を促し、閉じこもり等の生活不活発の状況を回避するとともに、自主的な認知症予防のための活動を促進することを目的とする。							
対象者等	65歳以上の高齢者（介護認定を受けている方を除く）							
内容	(1) 事業名「はつらつ脳力アップ教室」 (2) 週1回 5か月間 1回概ね2時間程度のプログラムを18回、年2クール実施（原則） (3) プログラム内容は、運動・脳トレ・創作活動等の認知症予防に効果の高いものを参加者が主体的に取り組めるように組み合わせながら実施する。 (4) 参加者へ事前と事後に「基本チェックリスト」を実施し、生活機能や健康度の変化を確認する。 (5) 期間終了後は、自主的予防活動に向けた働きかけ、グループ作りを推進する。 (6) 終了後も継続した予防活動が行われるよう、自主活動を支援するとともに、ふれあい館や荒川老人福祉センター等を紹介し活動の継続を働きかける。							
経過	平成24年度 南千住ふれあい館（南千住地域）、尾久ふれあい館（尾久地域）の2会場で開始。 平成25年度 峡田ふれあい館（荒川地域）、荒木田ふれあい館（町屋地域）、西日暮里ふれあい館（日暮里地域）の3会場を追加。（5圏域に1か所ずつ実施） 平成26年度 西日暮里ふれあい館から花の木ハイム荒川に会場を変更。 平成27年度 参加者の意見を参考に実施時間を4時間/回から2時間/回に変更。 平成28年度 西尾久ふれあい館、汐入防災倉庫会議室の2会場を追加し7会場で実施。 平成29年度 会場を南千住駅前、峡田、町屋、荒木田、尾久、夕やけこやけの6ふれあい館と東尾久ひろば館の計7会場に変更。1クールの期間・回数を6か月間20回から5か月間18回に変更。 平成30年度 南千住駅前、峡田、町屋、尾久、夕やけこやけの5会場に変更（5圏域に各1）。 令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員減等の対策を講じて実施（各クール15回）。 令和3年度 通所教室5会場に加え、オンラインによる配信教室1会場を実施。							
必要性	認知症を予防するために、運動をはじめ、サークル活動等の社会参加のきっかけ作りとその後の自主的な活動を支援する必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	登録者の参加率	92.3	86.4	80.3	90.0	90.0	
	②	終了者で地区活動につながっている数（人）	72	79	79	100	160	事後アンケートによる
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	介護予防と健康づくりの推進において重要であり継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		15,908	10,878	8,454	8,593	12,862	11,833	9,890
決算額 (5年度は見込み)		13,935	8,263	8,141	7,345	9,781	9,766	9,890
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
実施会場数		7	5	5	5	6	6	6
実施回数		14	10	10	10	12	12	12
年間実参加者数		216	216	230	110	135	125	146
延べ参加者数		3,037	3,178	2,979	1,477	1,938	1,636	2,365

予算・決算の内訳

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品費・パンフ印刷	36	需用費	消耗品費・パンフ印刷	23	報償費	プロポーザル外部委員	60
役務費	郵送費	15	役務費	郵送費	13	需用費	食糧費・消耗品費・パンフ印刷	69
委託料	認知症予防プログラム	9,730	委託料	認知症予防プログラム	9,730	役務費	郵送費	30
						委託料	認知症予防プログラム	9,731

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,627	3,904	▲ 723	地方税等	0	0	0
	物件費	9,781	9,766	▲ 15	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	288	220	▲ 68	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,696	▲ 13,890	806
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	14,696	13,890	▲ 806	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,696	▲ 13,890	806
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,696	▲ 13,890	806	

備考 物件費の内訳は、はつらつ脳力アップ教室(通所)委託料が9,730千円、需用費が23千円、役務費が13千円である。

問題点・課題
 ○軽度認知症(疑いを含む)の参加者への声かけ等、丁寧な対応が求められる。また、教室参加に支障があれば別のサービスへ繋げるため、引き続き早期から関係者間で連携して対応する必要がある。
 ○感染症流行等による生活様式の変化を踏まえ、自宅で取り組むことができる運動等の認知症予防プログラムの定着を図る必要がある。
 ○新規参加者の増加に向けて、周知方法を工夫する必要がある。
 ○配信教室について、申込者数が定員に満たなかったため、申込者数を増やす取組みが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支援が必要な参加者が安全にプログラムに取り組めるよう、引き続き関係機関と連携し、適切な対応を講じていく。	事業者と連携し、認知機能の低下が疑われる方等を早期に把握し、必要に応じて地域包括支援センターに支援を要請した。	支援が必要な参加者が安全にプログラムに取り組めるよう、引き続き事業者と連携し、参加者の状況把握に努める。
②	事業者及び関係機関等と連携し、新規参加者(なかでも配信教室の参加者)増加に向けて周知活動を行う。	事業者及び関係機関と連携し、高齢者向けの事業やケーブルテレビで教室の周知を行ったことで、新規の参加に繋がった。	引き続き、事業者及び関係機関と連携し、新規参加者(特に配信教室の参加者)の増加に向けて周知活動を工夫して行う。
③	参加者が教室終了後も自発的に取り組みを継続し、地域活動への参加にも繋がるよう、プログラム内容等を工夫する。	関係機関と連携し、教室内で通いの場や高齢者向けの事業の紹介を行ったことで、教室終了者を様々な活動に繋がった。	事業者及び関係機関と連携し、参加者に対して、教室終了後の自発的な取り組みの継続や地域活動への参加を促す。

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議案(要旨) 平成27年度6月会議 軽度認知障害への筋トレ効果について
 令和2年度2月会議 配信教室経費の都の補助事業の活用について

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	1,914	1,851	1,946	2,244	1,834	2,019	2,130
決算額 (5年度は見込み)	1,720	1,609	1,407	1,026	1,112	1,128	2,130
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
サポーター養成講座実施回数	66	41	30	12	31	40	40
サポーター養成講座受講者数	1,675	1,160	842	200	706	831	1,200

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬・共済費	会計年度任用職員	755	報酬・共済費	会計年度任用職員	766	報酬・共済費	会計年度任用職員	1,360
報償費	養成講座講師謝礼	170	報償費	養成講座講師謝礼	118	報償費	養成講座講師謝礼	233
旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	64
需用費	食糧費・消耗品費	149	需用費	食糧費・消耗品費	244	需用費	食糧費・消耗品費	357
役務費	郵便料等	13	役務費	郵便料等	0	役務費	郵便料等	58
使用料賃借料	養成講座会場使用料	25	使用料賃借料	養成講座会場使用料	0	使用料賃借料	養成講座会場使用料	58

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	5,141	3,391	▲ 1,750	地方税等	0	0	0
	物件費	188	244	56	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	172	119	▲ 53	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	275	150	▲ 125	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,776	▲ 3,904	1,872
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,776	3,904	▲ 1,872	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,776	▲ 3,904	1,872
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,776	▲ 3,904	1,872

備考 物件費の内訳は、需用費244千円である。

問題点・課題 ○認知症サポーターが地域で活動できる体制の整備に向け、認知症サポーターステップアップ講座の内容だけでなく、地域包括支援センターや各地域のメイトの会との調整が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区立図書館に、来館者を対象に養成講座を開催できるよう働きかける。また、小中学校にも、感染症の流行状況に応じて働きかける。	区立図書館、小中学校のほか、区民と接する機会の多いふれあい館職員・学校用務員向けにも養成講座を開催した。	令和4年度の取組を継続するとともに、新たに区民と接する機会の多い事業者を対象に養成講座を開催できるよう働きかける。
②	継続して、キャラバンメイトの活動をサポートする。	活動のサポートの一環として、各地域のメイトの会に訪問して現状把握を行うとともに、認知症に関する情報提供や意見交換を行った。	情報提供等を継続するとともに、キャラバンメイトも含めた認知症サポーター活動の活性化に向けた体制強化を検討する。
③	継続して、認知症サポーターが地域で活動できるよう、認知症サポーターステップアップ講座の内容を工夫していく。	ステップアップ講座内で、認知症地域支援推進員がメイトの会の活動等を紹介し、サポーターに対して地域の活動への参加を働きかけた。	メイトと協力して認知症サポーターが地域で活動できるよう、認知症サポーターステップアップ講座の内容を工夫していく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	平成27年度11月会議 認知症サポーターの拡大とさらなる意識の向上策 平成28年度 6月会議 認知症施策の充実 平成29年度 9月会議 認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成目標の引き上げ 小中学生への認知症サポーター養成講座とステップアップ講座の開催
-----------	---

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-38	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	認知症普及啓発事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	藤田	内線	2666			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-02	認知症地域支援・ケア向上事業費						
	01-02-18	認知症支援補助事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12（ 2000 ）年度	根拠	介護保険法					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	認知症の人及びその家族が、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。							
対象者等	認知症の人及びその家族又はその支援団体							
内容	1 認知症高齢者を支える家族の会支援：認知症家族会に補助金を支給し、活動を支援 2 オレンジカフェ事業補助、医療機関連携型認知症カフェ事業補助：オレンジカフェ事業に補助金を交付し、運営を支援 3 認知症地域支援推進事業：認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症の人等の支援及び認知症の普及啓発活動を実施 4 認知症・うつ専門相談：精神科医師による面接又は訪問相談を実施（予約制） 5 ものわすれ相談：かかりつけ医認知症研修修了者等による面接相談の実施（予約制） 6 認知症ケアプログラム推進事業：BPSDの評価・分析、ケア計画の作成、ケアの提供に関し、研修等を通じて「日本版BPSDケアプログラム」を介護サービス事業所に普及することで認知症ケアの質を向上 7 世界アルツハイマー月間：9月に認知症について総合的・集中的に普及啓発を実施 8 脳の健康度測定：認知機能の検査を推進することにより、認知症の早期診断・対応を促進							
経過	1 認知症高齢者を支える家族の会支援：平成13年8月補助事業を開始 2 オレンジカフェ事業補助、医療機関連携型認知症カフェ事業補助：それぞれ、平成27年4月、平成29年4月に補助事業を開始 3 認知症地域支援推進事業：平成27年度認知症地域支援推進員を区に配置、平成28年度認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置 4 認知症・うつ専門相談：平成12年度 高齢者福祉課が高齢者専門相談として開始（月5回）。平成23年度認知症専門相談にうつ専門相談を追加、平成31年度は月6回、令和2年度から月5回実施。 5 ものわすれ相談：平成27年度開始（平成27年度6回、平成28年度20回、平成29年度以降年30回開設） 6 認知症ケアプログラム推進事業：令和元年度事業開始 7 世界アルツハイマー月間：令和2年度事業開始 8 脳の健康度測定：令和4年度試行、令和5年度身体の健康チェックイベントとあわせて実施予定。							
必要性	高齢化の進展とともに、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる。そのため、認知症の方やその家族が認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活ができるような環境整備が求められている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	オレンジカフェ補助件数	4	2	2	5	10	
	②	認知症・うつ専門相談実件数	75	58	71	120	120	
③	ものわすれ相談実件数	25	38	39	60	60		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進	認知症についての普及啓発を図りながら、地域で認知症の人及びその家族を支える地域づくりを進めていく。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	—	50,507	57,396	56,407	56,090	60,160	59,901
決算額 (5年度は見込み)	—	50,092	53,579	50,749	54,708	57,461	59,901
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
オレンジカフェ数 (医療機関連携含む)	12	17	18	17	16	16	17
認知症・うつ専門相談実件数	98	103	79	75	58	71	120
ものわすれ相談実件数	32	30	38	25	38	39	60
日本版BPSDケアプログラム実施事業所数			19	3	7	5	5

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	相談医・講師謝礼	1,825	報償費	相談医・講師謝礼	1,838	報償費	相談医・講師謝礼	2,591
需用費	食糧費・消耗品費	86	需用費	食糧費・消耗品費	236	需用費	食糧費・消耗品費	239
需用費	冊子印刷製本	132	需用費	冊子印刷製本	544	需用費	冊子印刷製本	915
役務費	郵便料	1	役務費	郵便料	299	役務費	郵便料	484
委託料	推進員・配信教室委託料	52,601	委託料	推進員・認知症検診・配信教室委託料	54,338	委託料	推進員・認知症検診・配信教室委託料	55,113
負担金補助等	事業補助金	63	使用料賃借料	説明会・研修会等会場使用料	5	使用料賃借料	説明会・研修会等会場使用料	187
			負担金補助等	事業補助金	102	負担金補助等	事業補助金	372

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	9,965	11,002	1,037	地方税等	0	0	0
	物件費	52,820	55,521	2,701	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,220	4,912	2,692
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,888	1,940	52	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,220	4,912	2,692
	賞与・退職給与引当金繰入額	621	619	▲2	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲63,074	▲64,170	▲1,096
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	65,294	69,082	3,788	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲63,074	▲64,170	▲1,096
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲63,074	▲64,170	▲1,096	

備考 物件費の内訳は、委託料54,338千円、認知症ケアプログラム交流会会場費が5千円、需用費が780千円、備品購入費が99千円、郵便料299千円である。また、補助費等の内訳は、相談医・講師謝礼1,838千円、事業補助金102千円である。

問題点・課題 ○認知症は高齢になると誰にでも発症する可能性があり、早期発見・診断と正しい対策が大切であることを、幅広い世代に周知する必要がある。
○ものわすれ相談は、利用者の増加に向けて、支援者世代への周知を拡大する必要がある。
○オレンジカフェを運営する団体の自主的かつ安定的な運営をより一層確保するため、補助件数の増加に向けた取組が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、認知症に対する正しい理解が進むよう、様々な機会をとらえて周知していく。	世界アルツハイマー月間やものわすれ相談、オレンジカフェ等を通して、認知症に関する普及啓発を行った。	認知症に対する正しい理解が進むよう、幅広い世代を対象に普及啓発活動を実施する。
②	引き続き、認知症の相談やカフェ事業について、感染症対策に配慮しながら、利用しやすい環境づくりを行っていく。	国や保健所等の情報に沿って感染症対策をしつつ、認知症の相談やカフェを継続して行い、参加者の通いの場を確保することができた。	オレンジカフェ補助件数の増加に向けて、運営者が利用しやすい制度について検討する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会質問(要旨) 平成27年9月 認知症対策について (認知症地域支援推進員の配置)
平成28年6月 認知症施策について (各地域包括支援センターにおける相談体制強化)
平成28年6月 認知症施策について (認知症サポーター養成講座とオレンジカフェ助成制度について)
平成29年11月 認知症施策について (正しい知識の普及と早期発見・早期診断の支援)
令和3年6月 認知症の早期発見・早期治療に繋がる対策強化について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-39	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	認知症早期発見・早期治療事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	林	内線	2679			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	認知症初期集中支援推進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 26（2014）年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を早期に発見し、診断・治療につなげることを目指す。							
対象者等	相談対象者：おおむね65歳以上の高齢者、その家族、介護サービス事業者及び関係機関 訪問支援対象者：原則として、区内で在宅で生活する40歳以上の認知症の疑いがある者又は認知症の者で、一定の条件を満たす者							
内容	<p>1 認知症支援コーディネーター事業 地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等の関係機関と連携し、認知症の早期診断対応を推進する事業を実施する。</p> <p>2 認知症初期集中支援推進事業 医療・介護の専門職及び専門医からなる認知症初期集中支援チームを設置（地域連携型認知症疾患医療センターに委託）し、認知症の方及びその家族に対し初期支援を行う。また、検討委員会を設けて支援チームの活動の検討や検証を行う。</p> <p>3 認知症に関する相談は、早期発見につながるため、相談者に対し適切な支援をコーディネートしていく。</p>							
経過	<p>平成25年度 認知症早期発見・早期診断推進事業に基づきコーディネーターを配置。</p> <p>平成27年度 認知症早期発見・早期診断推進事業から認知症支援コーディネーター事業へ名称を変更。</p> <p>平成28年度 認知症チェックリストを区民へ発送し、認知症の早期発見と周知を実施。 認知症初期集中支援推進事業に関する要綱（実施・認知症初期集中支援チーム）制定。 29年1月からチームを設置し、活動開始。</p> <p>※平成30年度から“認知症総合事業”、“高齢者総合相談窓口”を細分化して事務事業分析シートを新設</p>							
必要性	高齢化の進展とともに、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる。そのため、認知症の方やその家族が認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活ができるような環境整備が求められている。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p><input type="radio"/> 認知症支援コーディネーター事業は、直営（常勤職員・会計年度任用職員）により実施</p> <p><input type="radio"/> 認知症初期集中支援推進事業は、委託により実施</p>							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	認知症相談実件数	145	63	215	230	230	
	②	認知症初期集中支援チーム利用者数（年度新規）	1	2	1	9	9	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	事業の有効利用や関係機関と連携しながら、認知症の早期診断・対応に結びつけられるよう推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		—	5,416	3,649	3,008	2,312	2,312	2,341
決算額 (5年度は見込み)		—	3,925	1,171	866	856	617	2,341
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
認知症相談実件数		195	232	152	145	63	215	230
初期集中支援チーム利用者数 (新規)		6	6	2	1	2	1	9
予算・決算の内訳		令和3年度 (決算)		令和4年度 (決算)		令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	検討委員報酬	89	報償費	検討委員報酬	89	報償費	検討委員報酬	179
委託料	認知症初期集中支援チーム	767	需用費	食糧費・消耗品費	1	需用費	食糧費・消耗品費	2
			委託料	認知症初期集中支援チーム	527	委託料	認知症初期集中支援チーム	2,160

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	2,278	4,046	1,768	地方税等	0	0	0
	物件費	766	528	▲ 238	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	89	89	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	142	228	86	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,275	▲ 4,891	▲ 1,616
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	3,275	4,891	1,616	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,275	▲ 4,891	▲ 1,616
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,275	▲ 4,891	▲ 1,616

備考 物件費の内訳は、需用費1千円、認知症初期集中支援チーム委託料527千円、補助費等の内訳は認知症初期集中支援チーム検討委員会委員報償費89千円である。物件費の減少は、認知症初期集中支援チームの利用実績減に伴う委託料の減少が影響している。

問題点・課題 ○区の職員を含め、関係者に対して認知症初期集中支援チーム事業への理解を深める必要がある。
○認知症支援コーディネーターは、相談があった時点で予防も含め適切な支援へつなげられるよう、公的制度だけでなく、地域力を生かしたネットワークの中で支援を展開していく必要がある。
○認知症の早期発見・診断へつなげるため、認知症施策推進大綱に示された「認知症ケアパス」の点検と住民及び関係機関に広く周知するという市区町村の役割を実行していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、認知症の予防を含め、適切な支援につなげられるよう、様々な関係機関等と連携を図る。	区の関係機関（ふれあい館等）の職員向けに認知症サポーター養成講座を実施したことで、連携の裾野を広げることができた。	引き続き、認知症の予防を含め、適切な支援につなげられるよう、様々な関係機関等と連携を図る。
②	内容を見直した認知症ケアパスを掲載した冊子の印刷・配布を行い、認知症地域支援推進員と共に広く周知を図る。	認知症ケアパスを掲載した冊子について、専門医が監修の下、認知症地域支援推進員の意見等を取り入れつつ、内容を改訂した。	次回の改訂に向けて、新たな認知症ケアパスを掲載した冊子について、配布後の意見等を収集する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨	平成30年11月 認知症対策について（認知症予防検査の導入） 令和3年6月 認知症の早期発見・早期診断に繋がる対策の強化について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-40	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	地域包括支援センター事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	西塔	内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	---						
	01-01-01	包括的・継続的マネジメント事業費					
	01-01-01	総合相談事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 18（2006）年度	根拠	介護保険法、包括的支援事業人員等基準条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区地域包括支援センター事業実施要綱				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02	介護予防の推進				
目的	高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活が継続できるよう、介護予防対策並びに保健、医療及び福祉に係る各種サービスを総合的に提供するとともに、関係機関との連絡調整等を中心的に行い、もって当該高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。						
対象者等	原則として65歳以上の者及びその家族等						
内容	<p>(1) 総合相談支援…相談を通じて高齢者の状況を把握するとともに民生委員や介護サービス事業者、医療機関等とのネットワークを構築し、適切な機関、制度、サービスの利用に繋げる等の支援を行う。</p> <p>(2) 権利擁護…虐待等の権利侵害の予防や対応、判断能力が低下し自己決定が難しい高齢者の権利行使の支援（成年後見制度の申立て支援）を行う。</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援…医療機関や介護サービス事業者等の関係機関が相互に連携し高齢者を支援できるよう、ケアマネジャーに対し専門的な見地からケアプラン作成技術等の指導、助言、相談を行う。また、支援困難事例に係るサービス担当者会議の開催支援、研修会の開催等を行う。</p> <p>○上記(1)～(3)のほか、「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防ケアマネジメント、「地域ケア会議推進事業」の地域ケア会議を実施。また、各担当地域で、認知症地域支援推進員が、区が実施する各種認知症施策の推進・普及啓発・連携調整等を、生活支援コーディネーターが、地域活動の相談・支援等を行う。</p>						
経過	平成18年4月	区内5か所に地域包括支援センターを設置。社会福祉法人に運営を委託					
	平成25年10月	東尾久地区、東日暮里地区に地域包括支援センターを各1か所増設					
	平成27年4月	地域包括支援センターが実施する包括的支援事業の人員等の基準に関する条例施行					
	平成27年8月	南千住地区に南千住西部地域包括支援センターを増設					
	平成28年4月	各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置					
	平成28年度	地域包括支援センターの業務評価方法を見直し					
	平成29年度	前年度の事業について法人による自己評価及び区による自己点検を実施					
	平成30年度	第7期プランにて圏域の見直しに伴い、1圏域に1つのセンターを設置					
		地域包括支援センターの機能強化のため生活支援体制整備事業及びセンター長業務として1名配置					
	令和4年度	センター長及び生活支援コーディネーターの業務量増加のため専任の職員を1名ずつ配置					
必要性	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けていくことができるように、必要な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組み作りの中核機関として、重要な役割を担っている。法及び条例等に基づき設置する機関であり、必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 社会福祉法人に委託（委託先）南千住東部・西部地域：カメラア会、荒川地域：奉優会、町屋地域：北養会、東・西尾久地域：信愛報恩会、東・西日暮里地域：聖風会						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 総合相談延べ件数（件）	70,623	75,146	69,822	69,822		
	② 権利擁護に関する相談・支援述べ件数（件）	8,056	7,214	5,258	5,258		
③ ケアマネジメントに関する相談・支援述べ件数（件）	5,487	4,566	5,373	5,373			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
重点的に推進	重点的に推進	地域における高齢者の総合相談窓口として、迅速かつ適切に対応するため、引き続き重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		240,658	274,692	277,747	281,575	295,787	340,907	338,741
決算額 (5年度は見込み)		234,729	269,126	274,035	274,917	271,276	313,749	338,741
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
総合相談件数		52,354	60,887	64,289	70,623	75,146	69,822	69,822
二次予防事業対象者把握事業実施数 (延べ)		—	—	—	—	—	—	—
二次予防事業対象者介護予防プラン作成数		—	—	—	—	—	—	—
第1号被保険者数 (年度末現在)		50,597	50,174	50,132	50,082	49,716	49,366	49,366
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	地域包括支援センター運営業務委託	137,699	委託料	地域包括支援センター運営業務委託	181,009	委託料	地域包括支援センター運営業務委託	199,157
報償費	財務診断謝礼	49	委託料	地域包括支援センター運営業務委託	132,059	委託料	地域包括支援センター運営業務委託	138,926
委託料	地域包括支援センター運営業務委託	133,529	工事請負費	東日暮里地域包括支援センター屋上防水改修工事	681	報償費	専門職によるスーパーバイズ	658

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	4,271	4,259	▲ 12	地方税等	0	0
	物件費	271,228	313,068	41,840	国庫支出金	181,619	196,989
	維持補修費	0	0	0	都支出金	76,657	87,862
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	49	0	▲ 49	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	76,657	87,862
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	334,933	372,713
	賞与・退職給与引当金繰入額	266	240	▲ 26	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	59,119	55,146
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0
	行政費用合計 (b)	275,814	317,567	41,753	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	59,119	55,146
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	59,119	55,146

備考

行政費用のうち、物件費は地域包括支援センター業務の委託料である。行政収入のうち、その他は一般会計からの繰入金である。

問題点・課題

○地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、業務評価等により個々の課題を把握し、対策を検討する必要がある。
○地域性の違いはあるが、各地域包括支援センター間でノウハウや情報等を共有し、また、区の後方支援体制を強化することで全体のレベルアップを図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一部受託法人が変更されたため各センター間の連携を図りつつ、定例会やヒアリングを通じて運営状況の把握や情報共有に取り組む。	定例会やヒアリングを通じて運営状況の把握や情報共有を行うとともに、センター長が適切にマネジメントを行えるよう支援した。	地域包括支援センターの機能強化に向け、センター長業務が適切に行われるよう支援するとともに状況把握や情報共有に努める。
②	実績評価を継続的に行い、課題の分析や対策を検討することでセンター業務の向上を推進する。	実績評価に対するヒアリングを行い、地域包括支援センターが抱える課題や必要な対策について協議を行った。	実績評価を活用し、課題分析や解決策の検討等を行い、センター業務の改善や質の向上に取り組む。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	介護保険法に定める区市町村の法定事務である。

議会(要旨)状況
平成29年9月会議：①地域包括支援センターの相談体制の強化及び二十四時間体制の検討について
②町屋と荒川の地域包括支援センターの分割について
平成29年度11月会議：地域包括支援センターの機能強化
平成29年度2月会議：地域包括支援センターにおけるワンストップサービスの構築
令和2年度2月会議：地域包括支援センターの機能強化 (高齢者の就労支援)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-41	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	医療福祉相談事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	加藤	内線	2668		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	医療福祉相談事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 56（ 1981 ）年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進				
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、在宅において療養する高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。						
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。						
内容	(1) 高齢者の入所・入退院等に関する相談 (2) 医療福祉制度利用に関する相談 (3) 区民及び関係者向け「社会資源情報」の作成 (4) 医療関係者や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議等に参加することにより、ネットワークを形成 (5) 24年度から開始した「荒川区在宅療養連携推進会議」と連動してネットワークを強化 (6) 特別養護老人ホーム入所の申請受付及び相談（平成24年度から）						
経過	平成20年度 医療連携会議を開始 平成21年度 医療福祉相談を訪問指導事業から独立 平成24年度 区内老人保健施設の療養情報提供書の共通書式化を実施 平成25年度 「医療と介護の連携のための関係機関名簿」の発行、連携シート検討・作成 平成26年度 連携シート作成・試行 平成27年度 連携シート施行 平成29年度 「医療マップ」発行 平成30年度 介護報酬改定に伴い連携シート見直し・区のホームページに掲載 令和元年度 医療ソーシャルワーカー連絡会の開催、区内訪問診療実施医療機関の調査を実施、近隣区大学病院等への医療連携シートの周知 令和4年度 「介護事業者・医療・地域資源情報検索システム」サイトに医療機関情報を掲載						
必要性	医療福祉等の相談件数も増加しており、近接する医療機関との情報交換や、関係機関との顔の見えるネットワークの構築を図るため、在宅での療養を支援する医療福祉相談の体制を強化することは重要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	①	相談件数（件）	548	729	751	770	
	②	連携会議の開催回数（回）	1	1	2	2	2
③	チームケアの情報共有における連携シートの活用率（%）	89%	88%	95%	100%	100%	シート利用者のうちチームでの情報共有に活用している割合
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度		6年度					
推進		推進					
高齢者の入退院時の相談支援を充実するとともに、医療と介護の連携を推進する必要がある。							

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	7,508	6,691	6,557	7,906	7,599	7,586	6,672
決算額 (5年度は見込み)	7,004	6,617	6,422	6,837	7,254	4,811	6,672
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
医療福祉相談件数	527	750	784	548	729	751	770

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
	非常勤医療福祉相談員・繁忙事務補助	7,147		非常勤医療福祉相談員・繁忙事務補助	4,604	報酬等	非常勤医療福祉相談員・繁忙事務補助	6,432
報償費	講師謝礼	39	報償費	講師謝礼	83	報償費	講師謝礼	83
旅費	特別旅費	36	旅費	特別旅費	95	旅費	特別旅費	126
需用費	消耗品費・食糧費	7	需用費	消耗品費・食糧費	9	需用費	消耗品費・食糧費	9
役務費	郵券	13	役務費	郵券	21	役務費	郵券	22
委託料	健康診断	11						

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	8,017	5,848	▲ 2,169	地方税等	0	0	0
	物件費	68	125	57	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	71	110	39	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	19	15	▲ 4
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	19	15	▲ 4
	賞与・退職給与引当金繰入額	72	79	7	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,209	▲ 6,147	2,062
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	8,228	6,162	▲ 2,066	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,209	▲ 6,147	2,062
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,209	▲ 6,147	2,062

備考 行政収入の内、その他は会計年度任用職員の雇用保険料の自己負担分による収入である。

問題点・課題 ○入・転院できる医療機関や施設入所、制度活用に関する相談が多い。相談者のニーズと病状等を勘案して医療機関や施設を紹介しているが、制度改正に伴い医療機関等の状況はめまぐるしく変動しており、情報収集とネットワークづくりが課題である。
○医療と介護の連携推進のために、医療連携会議を実務者の情報交流与研修・課題抽出の場として強化していく必要がある。
○在宅療養支援窓口としての区民への周知が十分でないため、より広くわかりやすく周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、連携シートの活用状況の把握及び周知を図りチーム間での情報共有の必要性について啓発を行う。	居宅介護支援事業者にアンケートを実施し連携シートの周知と活用状況の把握を行った。	引き続き、連携シートの活用状況の把握と、連携シートの周知及び医療と介護の連携を図っていく。
②	地域資源マップ及び医療と介護の連携のための関係機関名簿の更新にあたり、内容の充実を図る。	まるごとシニアガイド・医療と介護の連携のための関係機関名簿作成のための調査・情報収集を行った。	医療関係機関や介護事業所等の調査・把握を行い、内容の充実を図る。
③	在宅療養支援窓口の周知及び医療や介護等の社会資源情報の収集・資料作成を引き続き行い、相談内容の充実を図る。	医療機関と介護保険サービス事業者との連携を図るために情報収集を行い、相談内容の充実を図った。	窓口での相談を充実させるため、社会資源の情報収集を行い、区民・関係機関への周知を図る。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨 平成20年決算特別委員会 医療機関の紹介窓口について
平成21年三定 転院に関する支援策について
平成22年予算特別委員会 医療相談窓口の充実に対する評価について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-42	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	医療と福祉の連携推進事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	慶山	内線	2676			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-02	医療と福祉の連携推進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24（2012）年度	根拠	荒川区在宅療養連携推進会議設置要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進					
目的	医療・介護のニーズをもつ高齢者が、住み慣れた自宅・地域で安心して在宅生活を続けられる「荒川区版地域包括ケアシステム」の実現を目指し、荒川区の現状、問題点、課題の共通認識に立った上で、関係者間の連携強化のためのシステム作りを目的とする。							
対象者等	区、荒川区医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅療養支援診療所、区内病院、認知症疾患医療センター、医療福祉相談員、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、老人保健施設、居宅介護等事業者、地域包括支援センター、都及び区社会福祉協議会、家族の会、在宅医療専門家等							
内容	<p>平成27年度から市区町村が行う事業として介護保険法に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられた。同事業の8つの事業項目の構成が令和2年度に見直され、市区町村は、地域の実情に応じて、以下の（ア）～（キ）の7つの事業項目をPDCAサイクルに沿って取組むよう求められている。</p> <p>（ア）地域の医療・介護の資源の把握（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援 （カ）医療・介護関係者の研修（キ）地域住民への普及啓発</p> <p>・荒川区在宅療養連携推進会議 荒川区における在宅療養環境の目指すべき姿や、在宅での看取りの対応強化策、保健・医療・福祉・介護関係者及び家族の連携、行政の支援策の在り方等を検討する。 ・在宅療養連携の推進に向けた区民向け講演会等の実施</p>							
経過	<p>【在宅療養連携推進会議】（平成24年度開始） 令和2年度 2回開催（新型コロナウイルス感染症に関する取組み、第8期高齢者プランへの提案事項について） 令和3年度 2回開催（在宅医療・介護連携推進事業の取組みについて、薬局でのお薬に関する相談について） 令和4年度 2回開催（在宅医療・介護連携推進事業の取組みについて、地域課題の把握から解決のための仕組みについて）</p> <p>【区民向け講演会 住み慣れた街で最期まで】（平成28年度開始） 令和元年度・2年度 中止（新型コロナウイルス感染症拡大のため） 令和3年度 年1回開催 令和4年度 中止（新型コロナウイルス感染症拡大のため）</p>							
必要性	地域包括ケアシステムを構築するには、在宅での療養を支えるために、切れ目のないサービスを提供する必要があり、医療と介護の連携強化は非常に重要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	在宅療養連携推進会議の開催数(回)	2	2	2	3	2	5年度は高齢者プラン作成の年のため3回開催
	②	各関係機関における取組数(件)	1	2	4	4	5	医療機関、介護事業所等
③	区民向け講演会参加者数(人)	0	53	0	100	200	感染拡大防止のため元年度・2年度・4年度は中止	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進	在宅療養体制の整備（施設等での見取りの体制を含む。）を通じて、医療と福祉の連携を図る必要がある。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		865	845	948	840	582	578	826
決算額 (5年度は見込み)		676	587	461	436	506	435	826
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	在宅療養連携推進会議開催数	3	2	2	2	2	2	3

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	推進会議委員報酬、講師謝礼等	487	報償費	推進会議委員報酬、講師謝礼等	435	報償費	推進会議委員報酬、講師謝礼等	722
需用費	委員・講師用飲料水、消耗品	1	需用費	委員・講師用飲料水、消耗品	0	需用費	委員・講師用飲料水、消耗品	19
役務費	会議録作成	0	役務費	会議録作成	0	役務費	会議録作成	63
使用料及び賃借料	講演会会場費	18	使用料及び賃借料	講演会会場費	0	使用料及び賃借料	講演会会場費	22

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,780	1,987	207	地方税等	0	0	0	
	物件費	18	0	▲ 18	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	487	435	▲ 52	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	111	112	1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,396	▲ 2,534	▲ 138	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	2,396	2,534	138	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,396	▲ 2,534	▲ 138	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,396	▲ 2,534	▲ 138		

備考 補助費等は、在宅療養連携推進会議及び区民向け講演会の講師への報償費である。

問題点・課題 ○医療と介護の連携を推進するための課題の抽出や対策の検討等、在宅療養連携推進会議等で意見交換を行い、「医療と介護の連携シート」を作成・活用を図る等一定の成果が出ているところである。それらの施策を現場で更に活用してもらうために、周知を強化する必要がある。
○介護サービス事業者が把握している高齢者に関する情報が、医療側に効果的に伝わっていない。連携を更に図れるようにしていく必要がある。
○KDB (国保データベース) を使用した医療と介護の連携推進事業の評価について検証が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	KDBデータを活用して区の状況を把握し、医療機関と介護事業者の連携や情報共有を推進すると共に活用方法の検討を行う。	KDBデータの活用方法について検討を行った。	KDBデータを活用して区の状況を把握すると共に活用方法の検討を行う。
②	引き続き、連携シートの必要性について説明し、活用を求めていくとともに、活用状況を把握していく。	新型コロナウイルス感染症の影響で連携シートの啓発活動はできなかったが、アンケートを実施して活用状況を把握した。	引き続き、連携シートの活用について周知すると共に、活用状況を把握していく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨) 平成28年度2月会議：住み慣れたまちで住み続けられる介護、医療体制づくりについて
平成29年度9月会議：①在宅医療・介護と看取り対策
②地域包括ケアシステムの強化にあたり看取りにいたる在宅療養の充実について
平成29年度2月会議：地域医療等との連携による在宅での看取り体制の充実
平成30年度9月会議：住み慣れた街で暮らし続けるための在宅療養体制の充実

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-43	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	在宅療養推進基盤整備事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	慶山	内線	2676		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-19-01	在宅療養推進基盤整備事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30（2018）年度	根拠	荒川区在宅療養推進基盤整備事業補助金交付要綱、荒川区在宅療養後方支援病床実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進				
目的	地域包括ケアシステムにおける在宅療養について区民の理解を深めるとともに、医療と介護が連携し、ICTネットワークの活用等により効果的に情報を共有しつつ、多職種の連携体制の強化を図り在宅療養患者を支える体制を構築する。						
対象者等	【ICT】一般社団法人荒川区医師会（以下「医師会」という。）及びこれを構成する医療機関。 【後方支援病床】区内で訪問診療を行っている医療機関と利用している区民、入院先となる医療機関。						
内容	<p>【ICTネットワークの活用】 地域包括ケアシステムにおける在宅療養の促進に関する医師会の取組みを支援することにより、多職種の連携を図るとともに、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制を構築する。</p> <p>【後方支援病床事業】 医療的なケアが必要な高齢者が在宅で安心して生活できるよう、在宅療養中の高齢者が必要に応じて一時的に入院できる病床を確保し、在宅で十分な医療ケアが受けられる体制づくりを行う。</p>						
経過	平成30年8月 医師会とICT・後方支援病床事業について打合せ実施。 平成31年2月 在宅療養推進事業補助金交付要綱を制定。 平成30年度 医師会のICTを活用した情報共有システムへの補助実施。 令和元年度10月 医師会に業務委託し、後方支援病床事業実施。						
必要性	急速な高齢化が進む中、住み慣れた街で安心して暮らし続けたいという高齢者の思いを支えるために、ICTを活用し、支援者が効果的に情報共有できる仕組みを構築するとともに、必要な時に入院できる病床の確保など、高齢者が安心して在宅療養を継続できる体制の構築が必要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 後方支援病床事業利用数（件）	4	0	1	30		
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	医療を必要とする在宅高齢者の要望に応えるため、継続して実施する。					

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-44	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 人事					
事務事業名	生活支援体制整備事業	部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	後藤		
		担当者名	石黒		内線	2676		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	生活支援体制整備事業費						
	01-02-02	地域介護予防活動支援事業費						
	01-04-01	その他生活支援サービス事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業 (<input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度)		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27 (2015) 年度	根拠	介護保険法					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 () 年度	法令等						
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援サービスを充実するため、地域住民の協力や区内で活動する団体等と連携を図り、高齢者をはじめ区民の地域の力を活用した生活支援・介護予防サービスの体制を整備する。							
対象者等	18歳以上の区民							
内容	1 生活支援コーディネーターの配置：地域資源や地域活動者、地域活動団体等の発掘・支援を行う。 2 社会資源の把握・開発：社会資源を把握・分析し地域特性に応じたサービスの開発支援を行う。 3 区民向け講演会の開催：互助の支え合いによる地域づくりに向け、意識の醸成を図る。 4 地域活動報告会の開催：地域活動者の報告や意見交流を行い、超高齢社会に向けた互助の支え合いによる地域づくりへの理解を深め事業への参画を促す機会とする。 5 見守り支援員銭湯派遣事業：要支援2までの一人で入浴する事に不安がある高齢者を対象に、区内銭湯にて見守り支援員によるみまもりを実施することで、自立支援の向上を図る。 6 地域活動送迎事業：住民が住民を支える事業として、自宅から実施会場まで送迎支援を行う。 7 住民主体による地域介護予防活動支援事業：地域住民が主体となり、高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定、登録し運営経費に充てるための補助金を交付する。 8 生活支援協議体の開催：第一層及び第二層において日常生活の地域課題等を検討する。							
経過	平成28年度 高齢者福祉課に第一層生活支援コーディネーター1名配置／事業啓発講演会開催（3か所） 平成29年度 事業普及啓発のための高齢者福祉寄席を開催（区民向け講演会）／地域活動啓発地区別報告会を開催（8か所）／地域活動者「担い手」の送迎を試行開始 平成30年度 地域包括支援センターに生活支援体制整備事業業務委託／銭湯5か所で見守り支援員銭湯派遣事業を開始 令和元年度 地域活動送迎事業を開始／地域活動報告会や生活支援協議会等の体制整備を図る 令和2年度 見守り支援員派遣事業の会場を8か所に拡大／住民主体による地域介護予防活動支援事業の補助金交付団体を受付開始／第一層と第二層の生活支援を検討する協議会を開催 令和3年度 地域資源情報サイトの構築／住民主体による地域介護予防活動支援事業の拡大 令和4年度 地域資源情報サイトの開設／第二層生活支援コーディネーター1名包括支援センターに配置 令和5年度 見守り支援員銭湯派遣事業の会場を10か所に拡大							
必要性	高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援サービスを充実するため、地域住民の協力や区内で活動する団体等と連携を図り、高齢者をはじめ区民の地域の力を活用した生活支援・介護予防サービスの体制を整備する。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員) 高齢者福祉課1名及び各地域包括支援センターに生活支援コーディネーター1名を配置し、地域資源や活動者等の把握、地域活動の支援及びネットワークの構築を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	区民向け講演会開催数（回）	0	1	1	1	1	令和4年度新型コロナウイルス感染防止をし、対面で開催した。
	②	地域活動報告会実施数（回）	1	1	4	8	9	令和5年度8圏域にて開催予定
③	地域活動者（担い手）登録数（人）	92	90	35	45	50	コロナ禍の影響で登録者が減少、令和5年度再構築に向けて実施。	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進 人生100年時代に向けて、地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅を支える住民と共に重層的な生活支援体制の構築を推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	3,635	43,584	51,792	58,735	67,200	78,377	84,085	
決算額 (5年度は見込み)	3,075	40,794	48,574	57,192	59,908	72,290	84,085	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績の推移	区民向け講演会	1	1	1	0	1	1	1
	地域活動報告会	8	8	8	1	1	4	9
	地域活動報告者の意見交換会	1	1	1	0	1	1	1
	地域活動者(担い手)交流会		2	1	0	1	2	1

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬等	非常勤生活支援コーディネーター	3,606	報酬等	非常勤生活支援コーディネーター	3,594	報酬等	非常勤生活支援コーディネーター	3,532
報償費	講演会講師等謝礼	34	報償費	講演会講師等謝礼	302	報償費	講演会講師等謝礼	449
需要費	飲料代、チラシ用紙等	27	需用費	飲料代、チラシ用紙等	25	需用費	飲料代、チラシ用紙等	56
役務費	郵送料	275	役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	2
委託料	銭湯派遣、コーディネート業務、地域資源情報サイト	53,896	委託料	銭湯派遣、コーディネート業務、地域資源情報サイト	46,633	委託料	銭湯派遣、コーディネート業務、地域資源情報サイト	75,638
使用料及び賃借料	講演会等会場使用料	41	使用料及び賃借料	講演会等会場使用料	62	使用料及び賃借料	講演会等会場使用料	88
負担金	地域介護予防活動支援事業補助金	2,028	負担金補助及び交付金	地域介護予防活動支援事業補助金	2,711	負担金補助及び交付金	地域介護予防活動支援事業補助金	4,320

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	5,747	5,114	▲ 633	地方税等	0	0	0	
	物件費	54,497	66,260	11,763	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	2,079	3,042	963	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	9	11	2	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	9	11	2	
	賞与・退職給与引当金繰入額	158	127	▲ 31	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 62,472	▲ 74,532	▲ 12,060	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	62,481	74,543	12,062	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 62,472	▲ 74,532	▲ 12,060	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 62,472	▲ 74,532	▲ 12,060		

備考 物件費の多くを占めているのは、地域包括支援センターへの生活支援コーディネーター配置にかかる業務委託料(32,837千円)及び見守り支援員銭湯派遣事業の業務委託料(21,289千円)である。見守り支援員銭湯派遣事業の開催浴場が5か所から8か所に増えたため、増額となった。

問題点・課題
 ○生活支援コーディネーターが主となり、地域の特性に応じ地域資源を活用し、地域住民の自主的な地域活動を推進する必要がある。
 ○地域活動の参加を支援する地域活動者「担い手」登録は18歳以上としているが、現状は高齢者が多く、若年層の担い手育成など多事業等の連携や制度の再構築をする必要がある。
 ○超高齢社会に対応できるように、住民主体による地域介護活動支援事業の拡充と高齢者の生活を支える団体数を拡大し、更に共生社会の実現のため、属性を超えた重層的な対応ができるよう他機関等連携を推進する。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	第二層の生活支援検討会から地域課題等の報告を得て、解決策等を検討する。	第二層の生活支援コーディネーターを配置し、第一層と第二層の連携を深化し、地域包括ケアシステムの実現に向けて取組んだ。	第二層に生活支援コーディネーターを配置したことで、各圏域の課題等を見える化できるような取組を検討する。
②	「中央会議」において高齢者の施策や新規事業の創設に向けて取り組む。	生活支援検討会等を各圏域ごとに開催し、それぞれの地域の特性や地域課題を把握し解決に向けて取り組んだ。	それぞれの地域課題等の解決に向けて、第一層と第二層と更なる連携をして、活動者や団体等との連携体制を構築する。
③	高齢者の生活の向上を図るため、地域資源情報提供サイトの安定的な運用及び周知を行う。	通いの場などを検索できる地域資源情報提供サイトの周知を図るため、説明会等を実施した。	高齢者自身がスマホ等を活用し、生活に関わる情報がタイムリーに収集できるように、チラシ等を作成して周知していく。

他区の実況	(実施)	22 区	未実施	0 区	不明	0 区)

議会(要旨)質問状 平成29年度11月会議:高齢者のためのコンシェルジュについて

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-45	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	地域ケア会議推進事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤		
		担当者名	西塔	内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	地域ケア会議推進事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 24（ 2012 ）年度	根拠	介護保険法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区地域ケア会議設置運営要綱				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	地域包括ケアシステム構築のために関係者が個別ケースや地域の課題を共有するとともに、課題の解決に向け、関係者や関係機関等が連携して、ネットワークの構築や新たな資源の開発、事業化の推進等について意見交換や検討を重ね、高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の更なる整備を図る。						
対象者等	介護サービス事業所、介護支援専門員、利用者及びその家族、専門職（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉の知識を有する専門職等）						
内容	<p>1 地域ケア会議の実施</p> <p>(1) 圏域会議 各地域包括支援センターが運営主体となってセンターごとに毎月1回開催する。地域包括支援センター職員、アドバイザー（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉の知識を有する専門職等）、区職員が参加し、個別ケースの課題整理、支援方針や目標を明確にする等介護支援専門員へのOJTを実施する。また必要に応じて専門助言者を区が派遣する。その上で個別ケースの検討を通して、ケアマネジメント力の向上とともに地域課題を把握する。</p> <p>(2) 中央会議 区が地域包括支援センターと協働して年3回程度開催する。区関係部署の職員、地域包括支援センター職員、専門職等がテーマに応じて参加し、圏域会議で把握した課題等について整理・検討し、地域資源を活用した新たなサービスの創出や仕組みづくりを推進する。</p>						
経過	平成24年度	地域ケア会議（圏域会議・中央会議）開始 検討対象は、軽度者（二次予防事業対象者、要支援者、要介護者1・2）が中心 中央会議・圏域会議いずれもケース検討を実施					
	平成26年度	地域包括ケア多職種協働運営支援事業を介護保険課から高齢者福祉課に事務移管 圏域会議は個別ケースの検討、中央会議は地域課題の整理・新たなサービスを検討					
	平成27年度	圏域会議の検討対象を軽度者に限定せず実施					
	平成28年度	圏域会議・司会進行役の会議運営力向上を図る研修を実施（圏域会議進行シート作成） 圏域会議関係者を対象に、「公開圏域会議」を開催					
	平成30年度	圏域会議に自立支援及び重度化防止の強化を図るため隔月でリハビリ専門職を助言者として派遣を開始。（平成31年度から地域リハビリテーション活動支援事業へ）					
必要性	介護に関わる関係者が地域の課題を共有し、課題解決に向けたネットワークの構築、新たな資源開発、事業化の推進のために意見交換や検討を重ね、ともに向上を図る場として、地域ケア会議は必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 圏域会議は各地域包括支援センターが毎月1回開催。中央会議は区が年3回程度開催する。 各会議には、助言者、アドバイザーとして専門職を区から派遣し多職種の視点から検討している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 地域ケア会議実施数（回）	66	99	98	99	99	中央会議と圏域会議の合計実施回数
	② 圏域会議実施数（回）	64	96	95	96	96	
	③ 圏域会議検討ケース数（件）	112	97	95	96	288	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
	5年度	6年度					
継続	継続		地域包括ケアの推進に向けた地域課題の抽出及び解決策を検討するため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,483	1,323	1,323	1,344	1,319	1,321	1,299
決算額 (5年度は見込み)		1,200	1,188	1,139	651	1,096	1,096	1,299
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
地域ケア会議実施数 (検討ケース数)		98 (246)	99 (264)	90 (252)	66 (112)	99 (97)	98 (95)	99 (96)
①中央会議実施数 (検討ケース数)		3 (-)	3 (-)	3 (-)	2 (-)	3 (-)	3 (-)	3 (-)
②圏域会議実施数 (検討ケース数)		95 (246)	96 (264)	87 (252)	64 (112)	96 (97)	95 (95)	96 (96)

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	アドバイザー報酬	1,096	報償費	アドバイザー報酬	1,096	報償費	アドバイザー報酬	1,299

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	2,847	2,129	▲ 718	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,096	1,096	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	177	120	▲ 57	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,120	▲ 3,345	775
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	4,120	3,345	▲ 775	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,120	▲ 3,345	775
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,120	▲ 3,345	775

備考 補助費等はケア会議アドバイザーへの報償費である。

問題点・課題 ①圏域会議の運営方法や書式等を見直し、より効果的な圏域会議が実施できる体制を整備する必要がある。
②現在の地域課題について、中央会議を通じて整理・分類を行った上で、優先度を付けて地域づくりや政策形成等の検討を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域ケア会議 (圏域会議) の運営方法や書類の様式等を見直すことで地域ケア会議をより効果的に実施できるよう取り組む。	圏域会議の運営方法や書式の改訂に向けて、区の考えを示した上で地域包括支援センターやアドバイザーから意見を聴取した。	地域包括支援センターやアドバイザーの意見を参考にしつつ、引き続き、圏域会議の運営方法や書式の改定に取り組む。
②	アドバイザーや助言者が参加する会議日程等を周知することで、地域ケア会議を効果的に活用できるよう取り組む。	日程を事前に周知することで参加するアドバイザーの職種に適した事例を検討する等、地域ケア会議を有効に活用できた。	引き続き、介護支援専門員が地域ケア会議を有効に活用できるようアドバイザーの参加日や職種をケアクラブで周知する。
③	地域包括支援センターが主催者として適切に運営できるよう支援を行う。	コロナ禍において、地域包括支援センターが主催者としてWeb会議を開催できるよう手順書を作成する等必要な支援を行った。	

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨 平成26年6月会議：地域ケア会議の方向性について
平成29年度9月会議：圏域会議の見直しについて

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	08-03-46	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高齢者補聴器助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	後藤			
		担当者名	古崎	内線	2662			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-20	高齢者補聴器助成事業費						
事務事業の種類	● 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 ● 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 4（2022）年度	根拠	高齢者補聴器購入費助成金交付要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	加齢が原因で、聴力が低下する老人性難聴の方を対象に、補聴器購入費の一部を助成することにより、聴力低下による閉じこもりを防止するとともに、日常生活でのコミュニケーションを確保し、積極的な社会参加を促す。							
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満65歳以上で、区内に住所を有している方・住民税非課税（個人）の方 ・ 医師の診断を受け、医師が補聴器の必要性を認める方（中等度難聴程度） ・ 聴覚障がいによる身体障害者手帳を持っていない方 							
内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 相談 区民から相談があった場合、区は対象要件を確認し、助成金交付申請書を配付する。 ② 耳鼻咽喉科の受診 耳鼻咽喉科を受診し、検査のうえ医師が補聴器の使用を必要と認めた場合は、上記申請書にその意見を記載してもらい区に申請する。（診察料・検査料・証明書等は自己負担） ③ 決定 区は助成金交付申請書の内容を確認し、助成金決定通知書を送付する。 ④ 補聴器を購入 申請者は医師が紹介した事業者等から補聴器を購入し、領収書及び助成金請求書を区に提出する。 ⑤ 助成 区は助成金の額を確定し、申請者に通知するとともに助成金を支払う。（上限額25,000円） 							
経過	令和4年6月1日 事業開始 令和5年4月1日 住民税非課税の方から前年の合計所得金額が350万円未満の方に対象者を拡大							
必要性	会話等が聞きとりやすくなることによる生活の質の向上や、積極的な社会参加を促すために必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員） 区で申請を受け付け、医師の診断書等の必要書類を確認のうえ、補聴器購入費の助成を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	補助件数（件）			88	189	220	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進	日常生活でのコミュニケーションを確保し、積極的な社会参加を促すため、対象者を拡大して推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額							3,010	4,730
決算額 (5年度は見込み)							2,204	4,730
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	補聴器助成実施件数						88	189
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
			需用費	消耗品	8	需用費	消耗品	5
			その他の補助金	補聴器購入費助成事業	2,196	その他の補助金	補聴器購入費助成事業	4,725

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	0	2,344	2,344	地方税等	0	0	0
	物件費	0	8	8	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	630	630
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	2,197	2,197	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	630	630
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	132	132	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲4,051	▲4,051
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	0	4,681	4,681	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲4,051	▲4,051
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲4,051	▲4,051	

備考

行政収入の都支出金には高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金(補助率1/2)が計上されている。

問題点・課題

- 高齢者の方に助成制度の内容を周知する必要がある。
- 申請・決定後、年度内に購入し請求するよう促していく。
- 他区の状況や区民による相談等を踏まえながら、助成内容を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報及びホームページに掲載し、広く周知するとともに、医師会や介護事業者等へ周知する。	区報及びホームページに掲載するとともに、医師会や介護事業者等へも周知した。	継続して区報及びホームページに掲載するとともに、医師会や介護事業者等へも周知する。
②			都や他区の動向を見ながら、事業内容等を適切に検討していく。
③			

他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)
	新宿区は現物支給、江東区は現物支給と費用助成の両方、その他の12区は費用助成を行っている。
議会(要質)問状	平成30年9月会議 高齢者の認知症予防と聴こえの改善について 平成31年2月会議 加齢性難聴者などの補聴器購入補助について 令和元年9月会議 認知症対策の推進について 令和3年6月会議 高齢者の加齢性難聴への支援について 令和4年11月会議 補聴器購入助成の所得制限額及び助成額について